

第 1 4 回 軽米町議会定例会平成 2 9 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会

平成 2 9 年 3 月 6 日 (月)

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 4 号 軽米町個人情報保護条例等の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 軽米町税条例等の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 農業構造改善センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 0 号 地区センター設置条例
- 議案第 1 1 号 軽米町体育施設条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 2 号 軽米町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度軽米町一般会計予算

○出席委員（13名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古舘機智男君
13番	山本幸男君		

議長 松浦 求 君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君	
副町	長	藤川敏彦君	
教	育	長	菅波俊美君
総務課	長	日山充君	
税務会計課	長	山田元君	
町民生活課	長	中野武美君	
健康福祉課	長	於本一則君	
産業振興課	長	高田和己君	
地域整備課	長	新井田一徳君	
教育次	長	佐々木久君	
農業委員会事務局	長	高田和己君	
選挙管理委員会事務局	長	日山充君	
健康ふれあいセンター	所長	川原木純二君	
水道事業所	所長	新井田一徳君	
再生可能エネルギー推進室	長	平俊彦君	
総務課担当主幹		吉岡靖君	
税務会計課担当主幹		戸田沢光彦君	
町民生活課担当主幹		福田浩司君	
健康福祉課担当主幹		坂下浩志君	
産業振興課担当主幹		小林浩君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

佐 藤 暢 芳 君

議 会 事 務 局 長 補 佐

小 林 千 鶴 子 君

議 会 事 務 局 主 査

鶴 飼 義 信 君

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（細谷地多門君） ただいまから平成29年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を開会します。

（午前10時00分）

○委員長（細谷地多門君） この委員会は、本日から13日までの予定です。皆さんの慎重な審議をお願いいたします。

ただいまの出席委員は12人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

それから、本日の欠席委員、午後から欠席の旨の報告がございました。大村委員と、それから上山委員のお二人です。

〔「午後遅刻」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 館坂委員は、午後遅刻ということです。報告であります。また午前中遅刻は山本委員の報告であります。

〔「午後、私も遅刻」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 早目に申し出てください。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 本田委員、午後から遅くなるということです。

○7番（茶屋 隆君） 委員長、あしたのことですけれども、あしたもお葬式で大体皆さんから聞いたら、7人ぐらいの方がお葬式の時間帯で休まれるということですが、あしたのことはあしただと思いますけれども、もしかしてそういうふうな1時間だけ休会とか、そういうふうなことは考えられないのですか。例えば7人そろっていなければ会議は成立しないというのが前もってわかっているのでは……

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前10時02分 休憩

---

午前10時03分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第4号から議案第19号までの16件でございます。

本日の議案審議の進め方についてお諮りします。議案第4号から議案第19号まで議案1件ごとに審議し、審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

---

◎議案第4号の審査

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第4号を議題といたします。

議案第4号について補足説明があったらお願いします。

日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 議案第4号は、軽米町個人情報保護条例等の一部を改正する条例でございます。提案理由につきましては、本会議場でご説明申し上げたとおりでございますので、何かご質問があれば、お答えする形でございます。

○委員長（細谷地多門君） 説明済みということでまた再度説明がありました。

議案第4号について質疑を受けたいと思います。ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ、議案第4号を終わりたいと思います。

---

◎議案第5号の審査

○委員長（細谷地多門君） 次、議案第5号を議題といたします。

議案第5号について補足説明があったらお願いします。

日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 議案第5号は、軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。この件に関しましても、本会議場で内容の説明を行ったところでございますが、国の法律が改正されたことに伴い、軽米町の条例で引用している部分を変えようとするもので軽米町の条例としましては、内容的には影響があるものはございません。

○委員長（細谷地多門君） 議案第5号について質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、議案第5号を終わりたいと思います。

---

◎議案第6号の審査

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第6号について補足説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（日山 充君） 議案第6号は、軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても、本会議場でご説明申し上げたところでございますけれども、児童福祉法において12月定例会でご議決いただきました法に基づく親と申しますか、親権の関係の規定が見直されたところでございますが、その中の言葉が改正、養子縁組里親という言葉を使うことができるようになったことにより、改正しようとするものでございます。

第7条の関係は、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務に関する規程を定めたものでございます。

説明は以上でございます。

- 委員長（細谷地多門君） 議案第6号の質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

---

◎議案第7号の審査

- 委員長（細谷地多門君） それでは、議案第7号について補足説明をお願いします。総務課長。

- 総務課長（日山 充君） それでは、議案第7号について説明申し上げます。議案第7号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これも根拠とかにつきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことにより改正するものでございます。

本町に影響する点といたしましては、これまで育児休業等を取得できる職員は常勤職員以外、臨時職員あるいは嘱託職員でございますけれども、子が1歳に達して、それ以降育児休業等を取得する場合に、嘱託されることがもう見込まれる、要は引き続き継続して勤務することが見込まれる職員を対象としておりまして、不明な場合は、育児休業を取得することができなかつたのですけれども、今回の法改正でその見込みがわからない、不明な場合、要は嘱託職員として継続するかどうかわからない場合も、子が1歳6カ月になるまでは育児休業を取得することができるというふうに改正するものであります。

以上であります。

- 委員長（細谷地多門君） 議案第7号の説明を受けましたが、質疑を受けたいと思いますが、どなたかございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

- 委員長（細谷地多門君） ないようですので、議案第7号を終わりたいと思います。

---

◎議案第8号の審査

- 委員長（細谷地多門君） それでは、議案第8号について補足説明をお願いします。山田税務会計課長。

- 税務会計課長（山田 元君） 議案第8号についてご説明申し上げたいと思います。

議案第8号は、地方税法の一部を改正する法律等が施行されることに伴いまして所要の改正をするものでございます。

議案第8号の税条例等の一部を改正する条例でございますが、議案で9ページ、それから新旧対照表で18ページと大変ボリュームがありますが、適用期限の延長と実施時期の延長に関するものでございます。新旧対照表で若干ご説明申し上げたいと思います。

1ページの改正条例第1条関係についてですが、個人住民税における住宅ローン減税措置について適用期限を平成33年12月31日まで延長するものでございます。

それから、2ページから18ページまでは消費税引き上げ延期に伴って軽自動車税の車体課税の見直し、それから具体的には環境性能割の導入時期の延期と、それから法人町民税、法人割の税率改正の実施時期を延長しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 議案第8号について説明いただきましたが、質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。議案第8号。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） この税条例に関して関連でちょっと参考までにお聞きしたいところがあるのですが、実は当局のほうから山内地区センターを建設していただきまして、それで地元負担金として約800万円、役場のほうに拠出したいというふうな話がございます。それで負担金に、これは解釈が税法上の非課税になるか、課税になるかというふうなところでちょっと微妙な部分もあって、ちょっとお聞きしたいと思っていました。例えば地元負担金だということでもその目的を決めて町に寄附すると、何かそういう目的、いわゆるひもつきの地元負担金として寄附をやれば、何か非課税扱いにならないとか、なるとかというふうなさまざまな話をいただきまして、そうすると、そういう地元負担金とか、そういうのを山内地区センターの負担金として寄附するという意味ではなく、そういうのを全然指定しないで町に800万円を寄附するのだということであればいいのかなと。いずれどっちでやっても非課税であれば問題ないと思っていましたが、その辺どうなのかなと思って、まずお聞きしたいなと思っていました。

○委員長（細谷地多門君） 高田課長のほうから答弁。

○産業振興課長（高田和己君） 館坂委員がおっしゃったとおり、そのとおりでございます。私どもも以前にも特別委員会の席上でお話ししましたが、山内地区センターの建設に当たりまして、旧森林組合の方々が事務所を利用したいということで応分の負担をしたいという申し出がございました。ただし、時期につきましては、組合のほうの経営的なものもあるので、そのときという話でありましたし、私どもとしましては、建設に対する負担金という形ではなくて、町に対する寄附金とい

う形で処理していただければ非課税扱いになるということは、今委員がおっしゃったとおりでございますので、負担金ということではなくて寄附金という形でお受けしたいなどは思っていましたけれども、そのように考えております。

〔「了解」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） そのほか議案第8号について。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、議案第8号を終わりたいと思います。

---

#### ◎議案第9号の審査

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第9号について補足説明をいただきます。  
高田課長。

○産業振興課長（高田和己君） 議案第9号ですが、本会議場でもご説明申し上げましたが、今年度完成予定の山内地区センターの設置に伴い、農業構造改善センター設置条例の中にあります山内農業構造改善センターを削除しようとするものでございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 議案第9号についてどなたか質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、議案第9号を終わりたいと思います。

---

#### ◎議案第10号の審査

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第10号について補足説明をいただきます。  
高田課長。

○産業振興課長（高田和己君） 議案第10号でございますけれども、議案第10号は、先ほどもお話ししました完成予定の山内地区センターにつきまして地区センター設置条例を制定し、その中で山内地区交流センターという名称で位置づけしようとするものでございます。

あと内容については、本会議場でご説明申し上げたとおりでございます。

○委員長（細谷地多門君） 議案第10号について質疑を受けたいと思います。

中村委員。

○2番（中村正志君） このことについては、私12月の一般質問でもこれからの地域、各地区の地区拠点施設、学習拠点施設としての位置づけが今後新たに見直されていくべきだなということをお話しさせていただきました。その第1例が一つの山内地区、ただこれを見ますと、ただ単なる山内農業構造改善センターをただ建てかえて名前をちょっと変えただけでしかないというふうを感じるわけです。



私が12月にお話ししたのは、やはりこれから軽米町は学校統合等で各地域に学校がなくなって、地域の学習拠点施設といたしますか、そういうふうなのが一つの非常に重要な位置づけになるはずだというふうなことでお話しさせていただきました。町長も答弁の中では最終的には考えるところは同じところだなというふうなお話もされたなというふうに私は感じておりますけれども、ただこれを見れば、そういうふうな考え方が全くなく、ただ単なる名前を差しかえただけでしかない。やはり学校がなくなって、小学校の跡地にこういう施設をつくるということは、山内地区のこれからの地域づくりの将来がここを拠点として非常に重要な位置づけになるのではないかなということを感じるわけです。

そこで教育委員会サイドの中ではよく今言われているのは、地区公民館とか町の公民館とかというのと大して変わりなく、同じ施設なのだけれども、市民センターとか町民センター、または地区センターという言葉、公民館を使えば教育委員会だけれども、センターを使えば首長部局だというふうなことで、これが何なのかというふうな議論が今教育委員会のほうの社会教育関係等ではなされているわけですが、そういう議論が今回ある程度今後生涯学習、地域づくりを進める上で、生涯学習を推進していく中でそういう議論が出されてこういう設置条例が生まれたのか。

予算書を見ますと、今後山内地区の地区交流センターの所管は、産業振興課というふうに見受けられるわけですが、果たして地域づくりの拠点施設として今後やっていく上において産業振興課でいいのかなというふうな私自身疑問を感じたので、その辺のところを。というのは、なぜここで今言うかということ、これがこれからの前例となっていくと。例えばことし、来年あたりまたどこかの施設を建てかえらなれば、同じような形になって、これからの地域づくりを進める上の考え方が全く議論されないで進められるのかなというふうなちょっと心配もするので、こういう質問させていただきましたけれども、その辺のところの経緯がもしあったら、町長からでもいいですから、お伺いしたいのですけれども、課長からでもいいですけれども。

○委員長（細谷地多門君） 高田課長。

○産業振興課長（高田和己君） 中村委員から前の定例会のときにご質問がありました。

それぞれの町の地域の中の拠点施設という考え方で生涯学習も取り入れた地域の交流施設というものを列記すればいいのではないかとということでご指導いただきました。実は、このセンターを設置する際にも町長のほうからも町内でこれからセンターを、旧小学校がなくなって地域の活動の拠点になるので、農業構造改善センターから地区センターにかわるわけですが、生涯学習機能を持ったような感じでこれからも考えるべきだというご指導を受けました。それでいずれ生涯学習センタ

一は、さっき委員おっしゃったとおり教育委員会部局なわけですがけれども、とりあえず山内地区交流センターにつきましては、地区センター設置条例という名前の中で地元の協議会の方々から希望する名前、あそこは基本的に卓球もできるような施設になりましたので、それらも含めた地域の活動拠点も併設しておりますけれども、この文章の中には生涯学習はありませんけれども、これから随時それぞれのセンターが更新になっていくと思われまので、その際には、これから教育委員会部局、全庁的に考えて、その名称、その目的といいますか、その辺も検討しなければだめだと思っています。とりあえず今回は申しわけございません。このような形でやりましたけれども、将来的には中村委員おっしゃったとおりのことを考慮してやらなければならないと思っております。

私のほうからは以上です。

○委員長（細谷地多門君） 町長。

○町長（山本賢一君） 大筋は、今課長からの答弁でございますが、今こういった地区センター、出たばかりでございますので、この整備しながらこれからまた地元のいろんな要望等もお聞きしながら、最終的にはいろんな形の目的が、産業振興であり、生涯学習であり、いろんな多様なセンター的な使い方になるとは思いますけれども、これも整備しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ありがとうございます。この設置条例だけを見ると、ただ継続的な部分だけでしかないなというふうに思ったのでお聞きしましたけれども、内容的には十分生涯学習の地域づくりの拠点施設というふうな意味合いも含めてこれからやっていきたいというふうな議論もなされているということですので、あとは運営等については、ソフト面の運用だと思いますので、その辺のところをほかの地域も含めて町の将来的な部分を議論していただければと思いますので、今の答弁をお聞きして私自身は安心しましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか、議案第10号について。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ、議案第10号を終わりたいと思ひます。

---

#### ◎議案第11号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第11号について、教育次長、説明をお願いします。

○教育次長（佐々木 久君） 議案第11号は、軽米町体育施設条例の一部を改正する条例でございます。

第2条の中に体育施設が載っているのですが、その中に軽米町営第2野球場、軽米町大字軽米第10地割24番地の2、今現在軽米高校で使用している球場ですが、あそこの球場を条例の中に入れようとするものでございます。伴って使用料について別表第7で規定して町民の皆様に使っていただくという形になるかと思えます。よろしくお願いたします。

○委員長（細谷地多門君） 説明いただきました。質疑を受けたいと思えます。議案第11号について。どなたか。

中村委員。

○2番（中村正志君） この条例につきましては、今の担当がつくるということに対して大変ご苦労なされたのではないかなと。本来ならばもう30年以上前にできなければならなかった条例だったと思えます。いずれこの条例がやっとうれしく思っております。そこで私、先日の一般質問の公聴活動の中の部分でこの部分だと思うのですがけれども、駐車場という言葉が出たのですがけれども、あそこは野球場の駐車場という位置づけに考えているのかどうかをまずひとつ確認したいと。もし、その場合に、公聴の回答、その中で外灯等の話は駐車場なので通学、通路としては支障があるような話が地域整備課のほうから回答されていましたが、教育委員会と協議されたのかどうかということをまず2点お聞きしたいと思えます。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前10時26分 休憩

---

午前10時27分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） 今回の質問の場所なのですが、実は教育委員会で整備したという記憶が私にはございませんので、ちょっと調べてみないとわからないです。教育委員会としては、駐車場として整備したということではないのかなと思えます。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 私、どういう状況だったのかというのは、ある程度予想は……

○委員長（細谷地多門君） 静粛にしてください。

○2番（中村正志君） 多分あそこ野球場を総務課で整備したりしていた時期があったようですので、どっちだ、あっちだ、こっちだというふうな時期があって、何かやられたのかなというふうな、そこも含めてどこがやったのだというふうなことだったのかなというふうに曖昧に済んでいるような気がします。そこは余りいいですがけれども、実際は今駐車場として使われていると思うので、結構あそこは県道の部分が狭いのです。若干広げたりして努力はされているというのはわかるのですけれど

も、あそこを今、この前もちょっとお話ししましたがけれども、緑ヶ丘のほうの小学生が非常に多いという、私は朝、ちょっとあの辺通ると7時過ぎに交通指導員の方もおられますけれども、集団登校であそこに集まっている子供たちが非常に多いなというふうなのを感じていました。ということは、そういうふうな子供たちがそこを多分通る、どこを通過して小学校に行っているかわからないですけれども、子ども議会でも話をされたということは、小学生もあそこを通っているのだなと受けましたので、そこで暗くて危ないので、外灯をつけてほしい。それで駐車場を通れば道路を通らなくても危なくなくて行けるといふふうなことで私理解していました。そこに階段をつけて歩きやすいようにしてほしいというふうな話だったと思うのですけれども、今すぐ回答はできないかと思うのですけれども、何かその辺のところを公聴の関係で回答している中身の中では理解していなかったなというふうに思うわけですので、その辺、教育委員会が逆にいえば中心になってそこを整備する方向にすべきではないのかなというふうに私感じました。外灯がつくまで。

というのは、12月の補正では、B&Gの外灯を修繕するというのを提案したときに、あそこは通学路としても通っているのです、通学の便宜も図る上で早急に外灯をつけなければならないという言い方をしていました。そこで私は外灯をもっとつけるべきだということも言いましたけれども、何か検討事項の中には外灯をつけませんと言っていましたけれども、いずれ両方が協力し合って、利用者の便宜を図るというふうな観点からすれば、あそこの道路だけではなく、外灯というふうな部分、通学路としての位置づけでちょっとそういうふうなことも考える必要があるのかなというふうに思ったので、私発言させていただいておりますけれども、わかりますか、言っている意味。答弁ください。

○委員長（細谷地多門君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） 私も子供たちを送り迎えしていますので、あそこは高校生とかショートカットして駐車場歩いているのはよく見かけます。通りやすいようにスロープ状にするとかというのは対応したいなと思います。外灯につきましては、教育委員会サイドだけではありませんので、今後担当課と協議しながら検討したいと思います。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか、議案第11号。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、議案第11号を終わりたいと思います。

---

◎議案第12号の審査

- 委員長（細谷地多門君） 議案第12号、新井田課長から補足説明をお願いします。
- 水道事業所長（新井田一徳君） 議案第12号 軽米町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは28日の本会議でご説明申し上げておりますので、省略したいと思います。ご質問等あれば、お受けしたいと思います。以上です。
- 委員長（細谷地多門君） 議案第12号について質疑を受けたいと思いますが、どなたかございますか。  
中村委員。
- 2番（中村正志君） 私、この条例初めて見たのですけれども、今の我々レベルでも給水区域の地名が全然わからないのですけれども。せっかく今条例を改正するのだったら、ここも含めて改正する必要があるのではないかなど。大字名はいいです。給水区域が、ただいつできた地名なのかわからないのですけれども、これどこに載っている地域なのかわからないのですけれども、例えば何地割、普通であれば何地割何番地ということですよ、この辺どのよう。
- 委員長（細谷地多門君） 新井田課長。
- 水道事業所長（新井田一徳君） ただいま給水区域についての表記だと思うのですが、これは認可をとった際の表記をそのまま使用しておりますので、変更というわけにはいかない部分でございます。あと登記簿上の小字でございますので、そのとおり明記しております。  
以上でございます。
- 委員長（細谷地多門君） 中村委員。
- 2番（中村正志君） 認可というのは、いつとったものでしょうか。
- 委員長（細谷地多門君） 新井田課長。
- 水道事業所長（新井田一徳君） 水道事業として上水道事業、たしか私の記憶ですと、昭和32年の認可取得以来の給水区域という表記になっているというふうに認識しております。
- 委員長（細谷地多門君） 中村委員。
- 2番（中村正志君） 認可とったのだから変えられないというふうなことを言っていますけれども、これ誰が見てわかることなのでしょう。私見て、では私のところはどこなのかなど、これ見てわからないのです。だから昭和32年って、もう50年も前の話だと思うのですけれども、やはり今ふうに、条例を見て、町民もわかるようにする必要はないのでしょうか、その辺はどうなのでしょう。
- 委員長（細谷地多門君） 新井田課長。
- 水道事業所長（新井田一徳君） いずれ認可をとった際の表記でございますので、それを更新というふうな形でもって変更認可を得てきておりますので、それをもって表

記している次第でございます。

[何事か言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前10時35分 休憩

—————  
午前10時36分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） ここに記載してある小字名なのですけれども、これは法務局の登記簿に記載されている小字でございます。それから、私も水道事業法のほうがよくわからないので、この小字を表記しなければならないものなのかどうかちょっとお答えできませんけれども、いずれこれは現在も生きている小字でございます。第何地割字何々というのがあるのですけれども、そこの字何々の分がこの表記だというふうに。ですから、私も初め中軽米のにんべんがあるのとないのとあるのですけれども、おかしいのではないのとならべたら、登記簿上はどちらの表記もあるということでございます。お答えになっているかどうかわかりませんが。

[何事か言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか、中村委員。

○2番（中村正志君） 必ず給水区域に認可をとったことを条例として入れなければならないのか。それは認可は認可でいいかもしれないけれども、条例としてそれに見合う地域というか、そういうふうな表記はして、我々が条例を見れば、ここなのだというふうにわかるように表記はできないのか、条例をつくる際に。認可と条例の違い。

○委員長（細谷地多門君） 新井田課長。

○水道事業所長（新井田一徳君） 給水区域の表記といいますか、明記ということなのですが、いずれ給水区域は表記することとなっております。ただ、今中村委員がおっしゃったように、今使われているにんべんがある「仲」とか、そうでない「中」とか、いろんな表記名がございますが、いずれ他市町村の条例等を見ましても、こういうような表記になってございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 最後に、私が言っている意味はわかっていると思うのですけれども、そういうふうに町民がわかるように検討する気持ちはないのですか。今の答えは、一切そういう考えがない、町民がわからなくてもいいよというふうに聞こえるのですけれども、今即答はできなくても今後少し検討してみるとかというふうな言

葉を聞けば、もう少し前に進むのですけれども。

○委員長（細谷地多門君） 再度、新井田課長。

○水道事業所長（新井田一徳君） この明記に関しましてちょっと勉強して調べて検討してみたいというふうに思います。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 聞きたいことがあるのですか。

休憩します。

午前10時40分 休憩

---

午前10時44分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

議案第12号についてそのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、議案第12号を終わります。

ここでちょっと休憩したいと思います。

午前10時44分 休憩

---

午前10時56分 再開

○委員長（細谷地多門君） それでは、休憩前に引き続き再開したいと思います。

---

#### ◎議案第13号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第13号、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。補足説明があったら、中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 議案第13号は、平成28年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。内容でございますが、本会議場でも説明したとおり歳出予算の組み替え補正となるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 質疑を受けたいと思います。どなたか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、議案第13号は終わりたいと思います。

---

◎議案第14号の審査

- 委員長（細谷地多門君） それでは、議案第14号、平成29年度軽米町一般会計予算。主要事業等については、当局から説明を受けてから予算書について歳入歳出ごとに質疑を進めたいと思います。歳入は歳入全般、それから歳出については款ごとに質疑を受けたいと思いますが、進め方はよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

- 委員長（細谷地多門君） それでは、議案第14号について説明をお願いします。日山課長。

- 総務課長（日山 充君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

本会議上では、本当に表の部分しかご説明申し上げませんでしたので、一般会計予算についてという資料をお渡ししてございますので、そちらに基づいて概要のほうを説明したいと思います。

予算の総額につきましては、歳入歳出とも63億1,900万円とするもので、前年度当初予算に比べて1億7,700万円、2.9%の増としております。

主な歳入について申し上げます。歳入全体の自主財源比率は26.4%で前年度当初25.7%に比べ0.7ポイントの増となっております。これにつきましては、町税収入の増と繰入金の増などによるものでございます。

主な依存財源でございますが、地方交付税は27億5,818万円を計上しておりますが、対前年度比較で2,278万円、0.8%の増としております。これにつきましては、過疎債等公債費の元金償還金に係る基準財政需要額が増となったことにより対前年度に比べて交付税額を多く、当初予算のベースでございますが、多く見込んでおります。

それから、国庫支出金につきましては、公営住宅整備に係る社会資本整備総合交付金の増が主な要因でございますが3,496万円の増、それから県支出金につきましては、国体等の関係予算が減となったことによりまして1,168万円の減となっております。

町債につきましては、対前年度比較で5,260万円の増となっております。詳細につきましては、文書のほうごらんいただきたいと思います。

このほか財政調整基金が6億9,698万円、対前年度比較で6,618万円増となっております。これは国のほうで定めている地方財政計画に沿って試算した結果でございます。それから、今年度初めてふるさと納税寄附金を財源とするふるさと支援基金を900万円取り崩し、財源調整を行ってございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。義務的経費につきましては25億6,449万円と全体の40.6%を占めており、対前年度比較では9,228万円増となっております。扶助費等の部分によるものと、あとは過疎債等の償還金の増に



よるものでございます。

投資的経費につきましては9億4,720万円で対前年度比較で8.4%の増となっております。主な要因としましては、公営住宅整備事業が1億745万円増となったこと。また一方、単独事業につきましては、山内地区センター等が皆減となったことから6,079万円の減となったところでございます。それから、その他の経費につきましては、対前年度比較で1,180万円の増となっております。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

1ページ、さっき説明したところなのですが、左側の歳入のところ、上から7行目、対年度比較になっていますが、対前年度比較でございます。訂正のほうよろしくお願いいたします。

それから、重点施策、主要事業等につきましては、歳出予算の説明の中で各担当のほうからご説明申し上げたいと思います。

それから、対前年度比較表、財政指標等を記載してございます。ごらんいただければと思います。

それから、皆さん心配されるころだと思いますが、4ページの主な基金の年度別現在高でございます。財政調整基金の平成29年度見込み2億9,500万円ということで、このように減少になってございますが、これは現時点での予算を編成する段階でのお話でございます。平成28年度の整理予算、これから行いますけれども、例年ですと、このところで2億円から3億円交付税、財政調整基金の取り崩しを減額してございます。見込みではございますが、財政調整基金につきましては、28年度末で大体10億円程度は確保できているのかなというふうに考えてございます。

全体につきましては、以上でございます。

予算書のほう……

〔「委員長」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） はい。

○2番（中村正志君） 全体のことでちょっとお伺いしたいのですけれども、今説明した中の全体、歳入歳出全般。

○委員長（細谷地多門君） 冒頭でか、冒頭のほうがいいですか。

○2番（中村正志君） 全体のことで、いいですか。

○委員長（細谷地多門君） 説明がある程度終わってからのほうがいいのかと思ったのだけれども、ちょっと休憩します。

午前11時04分 休憩

-----  
午前11時04分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

中村委員。

○2番（中村正志君） 今一般会計予算の大枠の部分で説明いただきましたけれども、施政方針演述で予算編成に当たってということで歳入では町税収入の確保や適正な受益者負担をお願いしつつ自主財源の確保に努めるというのが歳入の1つの重要な部分だと。それで歳出では、費用対効果の減少による事務事業の見直しということで、これを基本にして予算編成をされたというふうに施政方針でお話しいただいた。では、その自主財源の確保というのは、今の説明の中でどのようなことかと聞いていたのですけれども、そういう説明がなかったなと思ったので、一つの予算編成の大きな基本的な考え方として具体的にはどういうところを指していたのかなというふうなのがちょっと知りたいという、これが全ての分野においてかかわることなのかなと思って。

○委員長（細谷地多門君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 歳入につきましては、前段のほうで申し上げてございますけれども、自主財源、景気の影響だとか、そういったようなこともあって、町税の収入等で予算編成をさせていただいております。

それから、歳出の個々の部分につきましては、経常経費、義務的経費が増となっておりますけれども、これはどちらかというところと扶助費等のどうしても払わなければならない部分の増額等でございます。事務経費等につきましては、需用費であれ、旅費であれ、対前年度の比較におきまして、できるだけ減額するようということで予算編成のときに調整を図ってございます。町長の施政方針の中で申し上げた部分については、そういうふうな趣旨のつもりでお話ししたところですが、この予算の概要の中でその部分について触れていないのが問題だということでしょうか。

〔「問題ということではなく、それが理解できるかどうかという意味」と言う者あり〕

○総務課長（日山 充君） そういうふうなつもりでございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい。

○委員長（細谷地多門君） それでは、歳入全般の質疑を受けたいと思います。

総務課長。

○総務課長（日山 充君） 予算に関しましては、議会のほうから資料要求いただいておりますけれども、金曜日の夕方いただいて、今現在資料を作成中でございます。間違いがあってはならないということで決裁を受けてから提出するようにしておりますので、いま少しお時間のほうをいただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 資料については、もう少し時間をくださいということです。  
もう少し待ってください。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 説明については以上ですか。  
歳入について全般。

〔「全般というか説明をお願いしたいです」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） どの部分ですか。

〔「今歳入といっても、大枠で何ぼになるというだけでやっぱり町税の分、それから大きなところでやっぱり流して説明していただきたいと思います」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 歳入については、先ほど皆さんに諮ったように説明、全般の質疑、それから歳出については、款ごとに説明を受けて款ごとの質疑を受けたいというふうに進めていくというふうに皆さんにお諮りした。

〔「それしかないというのだったら」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 説明いただきたいというのであれば、いただきます。  
では、歳入について、ちょっともう少し詳細に、担当課長からお願いします。  
山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） 歳入の町税のことについて若干説明させていただきたい  
と思います。

予算書で12ページから13ページでございます。町税の大きな柱といたしましては、町民税と固定資産税があるわけでございます。町民税、固定資産税でも現況、実績等、今までのことから判断して精査、計上させていただきました。大きなところで法人町民税もあるわけですが、その税金については、景気に左右されるということで難しい部分もございますが、今までの平成28年実績を勘案して計上させていただきました。それから、固定資産税につきましては、課税標準額等をベースにして実績等勘案して計上させていただきました。

それから、固定資産等の交付金でございますが、これは申告書の積み上げということで計上させていただきました。それから、軽自動車税、市町村たばこ税、それぞれ実績等を勘案させて計上させていただきました。市町村たばこ税については、旧3級品の部分については段階を追って、通常の旧3級品以外のものは旧3級品の課税に近づいていくというふうな段階になってございます。

町税につきましては、以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） そのほかについても説明を受けますか。よろしいですか。  
〔「町税ならもう町税で」と言う者あり〕  
〔「全般という」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 質問を受けながら答えていただく、指名いたします。  
古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 町税についてお伺いします。

1つは、個人の町税も微増というか、前年度比較で見込んでおります。そういう意味で全体的な所得が一般的には沈んでいるという状況の中で一定の増を見たというのは、メガソーラーの関係とか、いろんな新しい雇用とか、仕事とかでそういうことを反映したものかどうかという、その見通し、見込みの問題で聞きたいのです。

あとは、特に法人税の関係では、まだメガソーラーの関係、売電が始まる、一部が西山ソーラーが始まっていると思うのですけれども、そういう関係で変わってくるのか、本社、現地法人が、一般質問のときちょっと触れましたけれども、現地法人の形で例えば売電が始まって収入が出れば、こういう法人税なんかにもスライドした形で出てくるのか、出てこないのか、メガソーラーの売電の経済効果。それから、固定資産税もそうですけれども、パネルを敷き詰めて固定資産税の増というのは、いつごろから始まって、売電が始まった段階だと思うのですけれども、そういう今回の場合でももう西山が始まっておりますから、そういう意味での固定資産税の収入の増というのなんかがどのように反映されてくるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） 古舘委員のご質問にお答えしたいと思います。

基本的には今回の部分については、それほど特殊な要件というのが入ってございません。今までの実績の勘案と、その部分については、予算を計上したからには、確実にいただくということの基本的な考えに立って計上されたものでございます。

あとはもう一つについては、課税されたものの適正な収納率という部分で、この部分はある程度確実だということを見込んで計上されたものでございます。

それから、法人のほうの関係でございます。当然その部分については、法人の所得割という部分が出てきますので、その部分にはプラスになる要素というのはあると思います。金額的にはちょっと今大きい額になるか、小さい額になるかというのは、ちょっと難しいところがございます。

それから、固定資産の評価という部分には、当然今までが大半が山林だとすれば、評価額が当然違いますので、それはある程度固定資産の金額の部分に反映されるだろうというふうには考えてございます。ただ、ちょっとその部分についても現時点では反映されていないという部分がございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 例えば土地の評価の関係では、地目変更みたいなのは、どの時点でメガソーラーの関係なんかは出てくるのでしょうか。土地の評価額というのは、額の問題というよりは、その時点。例えば伐採してもう契約が済んで、工事が始まった時点になればとか。土地の評価とかというのがどこから始まるのかというのを聞きたい。

○委員長（細谷地多門君） 山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） ちょっとその部分については、事業とちょっと離れるかもしれませんが、一般的なこととお話しさせていただきますと、登記簿上の地目に変更になったのが1つあると思います。それから、例えば農地等であれば、当然農業委員会等の許可等が必要になってきます。山林の場合はちょっと別です。そういう部分があれば、その許可になった時点が、あとは課税標準の課税するときの、1月1日時点で固定資産税を課税させるので、そのときの状況によると思います。以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） いずれ町税が増になったということの考え方として、ここには法人町民税と固定資産税の増ということが載っているわけですが、そのほかに個人の町民税等も増になっているのかもしれないのかなと思ったりして、よく町長が言っている中で町民所得の向上というふうな部分で着実に上がっているというふうな言い方をされているような気がしているのですけれども、そのあらわれとしてこういう数字に、町税の増になっているというふうに理解してよろしいのかどうかをちょっと確認したいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） 中村委員にお答えします。

そのこととはまず私は切り離して、今までの実績、それから評価額等を積算したものでございます。ですから、その部分については、直接私がリンクして計上したというふうには、その部分については、直接影響を受けているかということは、ちょっと別ということでお答えしたい。あくまでも私のほうでは、税の部分については、100%いただければ一番、もっと上がるわけですが、それに近づけるというふうに努力したいというふうに思います。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありますか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 関連して質問します。

太陽光の関係で実際売電が始まって、1月1日を基準日とすれば、既にスタートした。それらのパネルの関係の償却資産というか、資産、それらについては、この予算に反映されていなければならない事柄だと思いますが、それはどうですか、先ほどに関連して。

○委員長（細谷地多門君） 山田課長。

〔「ちょっと休憩」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前11時20分 休憩

---

午前11時20分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） それには今の部分は反映されていないとっております。というのは、償却資産というのは、1月31日までに届けるというふうになってございます。ですから、その償却資産が届けがあったものについて課税をして負担するものですから、その時点ではしていないというふうに考えてございます。以上です。

普通の固定資産税であれば、1月1日時点で固定資産税ということになります。以上です。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） ちょっと納得できないというか、1月1日が基準日で、だから固定資産税というのは、そここのところに1月1日にどういう形であったかということの基本にして課税される。それから、1月31日の償却資産はというふうなことになれば、それもまずことしの予算に反映されていいのかなというふうな感じで理解しますが、そうではない。

○委員長（細谷地多門君） それでは、もう一度、山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） ちょっと私の説明不足もあったかもしれませんが、土地と家屋については、1月1日時点の課税標準額という部分を積算して課税されるものでございます。それから、もう一つは、償却資産というものについては、申告制度ということで、そういう方々が上がってきたものについて課税するものでございます。ですから、予算編成時点のときには課税標準額、土地、家屋であれば、例年ベースで大体積算できるわけですが、予算編成時のときには償却資産の積算というものは、山本委員がご指摘のあったことについては申告されておりませんので、この部分の予算には計上されていませんが、当然歳入の部分については上がってくるものでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） どうも納得できない感じなのです。既に、例えば西山で言えば去年の5月初めにスタートして、そのお祝いも当局も出席してやったと理解します。したがって、そのときに既にパネルが、パネルは償却資産に該当しないのか、前では、一般的にパネルの関係の償却資産等が入ってきて収入に、増になりますというふうな説明を受けたような感じもしますので、そのことが該当するのか、しないのかということもあわせて答弁願いたいと思います。本来既に売電が始まっているものだから、それらの関係については、この予算に反映されてくるものではないかなと、そう思ったりしますが。

○委員長（細谷地多門君） 山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） 繰り返しになりますが、平成29年度の収入には当然入ってくるものでございます。ただ、平成29年度予算の部分については、償却資産がどのくらいかという申告が1月31日までの報告でございますので、この予算編成時点のときには、その部分の申告が出ていませんので、予算額を確定できなかったものですから、その予算額の部分については、反映されていないというものでございます。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 取れという意味ではないけれども、1月31日が基準日という理解をすれば、いずれ今回は出ないけれども、補正予算で出てくるものだというふうな理解の仕方を、平成29年度の歳入として追加で提案される、増になってくるというふうに理解していいのか、そのことをお伺いします。

○委員長（細谷地多門君） 山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） 山本委員にお答えします。

今の時点では、その部分については、補正予算で幾ら幾らというのは考えてございません。というのは、収入の部分については、いろいろな事情があって、収入がふえるときもありますし、減る場合もございます。そういう部分については、特に減る場合については、できるだけ収納率等で100%に近づけるようにしていただくように努力をしたいと思っておりますし、あとは何か大きく減額になるような場合はありますが、一般的には補正予算というふうには考えてございません。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） わかりましたと言えればいいごったけれども、わからない。本来やっぱり1月1日、1月31日というふうなそれがあっても、平成29年度の予算に反映される事柄だと私は理解しておりますので、そうでないということをわかるようにもう少し勉強してみてくれないか。町長、どうですか。もしかしてそれらが

パネル、そういうのが償却資産として認定されないというふうなことになりますと、多少企業版のふるさと納税もらっても、実際問題はどうかかなというような感じもしますが、いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） 山本委員のご質問にお答えしたいと思います。

ちょっと先ほど補正はされないと言いましたが、最終の部分で平成28年度はこれから当町の場合は整理予算で、余りにも歳入と歳出が違うような場合には、補正予算で整理というか計上させていただきます。ただ、一般的な部分については、途中でその部分については、財源が確保されている部分については、補正は行わず整理予算でさせていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） それはいいです。整理予算で最後に、3月の末に入れてもらって補正をとらない整理方法をとるのであれば、それはそれでいいのですが、間違いなく課税される、平成29年度の中で処理されるものだ、収入として入ってくるというふうなことを言明してもらえば、私は整理予算であろうと、追加であろうと、それは構いませんが、それでいいですか。

○委員長（細谷地多門君） 再度、山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） 今ちょっと確認はしていませんが、1月31日までにまず通常の場合は申告されている場合については、適正な課税をしたいと思います。個々の部分については、当然課税されているべきものだと思います。それから、整理予算の部分については、全体的な形で、個々にどれがどれかということではなく、歳入と歳出の金額ベースで余りにも違うような場合には整理予算で対応させていただくということでお答えさせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 1月31日という日程ですが、1月31日までに申告がなされなかった。しかし、去年の8月だか、7月だか、既に売電が始まっていて、そのスタートのまず出発式には、町長も議長も参加していると。当然されるべき事柄だと思いますので、それらも間違いなく課税されるというふうに認識していいのか。それとも出すまでは待っていますと。出さなければ、それはもう課税されませんよというふうな認識ではないでしょうか、どうですか。

○委員長（細谷地多門君） 山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） 山本委員がおっしゃるように申告制度ですので、当然申告されて課税されるべきものだというふうに思っております。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） そうすれば、申告しなければ、役場のほうで申告してください



よと、または申告しないのであれば、何らかの措置によって対応して申告してもらおうというようなことになると理解していいのか。

○委員長（細谷地多門君） 山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） それでよろしいかと思います。当然申告していない部分については、別なあれですが、町民税等についても所得等でも申告されていない部分については、さかのぼって課税されるということですので、同様な案件だと考えてございます。

○委員長（細谷地多門君） そのほかございませんか。今町税部分を。

山本委員。

○13番（山本幸男君） あわせて関連しているかどうか、企業版のふるさと納税の関係は、多分補正予算で6,000万円だか、何ぼか予算化していますよね。来年度以降もその同じぐらいの額が入ってくるというような協定書というか、契約がなされているという資料をもらっているわけです。それで当然そういうわけですから、歳入の中にそのことも何ページ目かに載っていることですか、ちょっと私見つけられなかったのですけれども。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前11時34分 休憩

---

午前11時34分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） 寄附金につきましては、ふるさと納税の部分とふるさと納税企業版の部分と、それから今回ここに26ページごらんいただきたいのですけれども、17款のところに寄附金というのがございます。26ページです。この農林業の健全な発展及び地域活性化施策に対する指定寄付金というのがこの前の議会でご承認いただいためぐみ基金に相当する寄附金でございます。ふるさと納税の寄附金と企業版のふるさと納税の部分につきましては、額のある程度の確定が見込まれる時期に補正予算のほうに反映させていただきたいと、こう思っております、今回当初予算の中には盛り込まれておりません。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 契約書だか協定書を見れば、何月、毎年3月の末に払うとかというふうな規定はなくて、そんな面では、内々的には何月に大体整理するというふうな形になっていることですか。それにしても、それらを財源にしてさまざま交流駅などができるわけですから、それらは確定、間違いなく契約しているわけですから、収入になるというふうなことから、明快に出してもよかったですではないです

かというのが第1点と。

それから、今年度については、もう既に補正予算で出た分は入っていることですか。

○委員長（細谷地多門君） 2点について、日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 明確に出すべきだったのではないかという話でございます。

先ほどの町税と同じなのですけれども、予算編成は、12月から1月の頭で各課から資料要求していただいて、それを積み上げて今回の議会に提出させていただいているわけですが、企業版のふるさと納税の額が確定したのは、ついこの間でございます。ですから、当初の段階で予算の中にそれを組み込むことということが見込額の段階でもなかったということで載せなかったということでございます。いずれ今後につきましては、3,400万円、決定の額については歳入として補正してまいりたいと考えております。

それから、あと金額がもう既に入ってきているかというお話でございますけれども、ふるさと納税の企業版に関しましては、軽米町が年度内に支払いを行った後、その支払額が確定しないと、企業版のふるさと納税をいただくことができません。ですから、今交流駅の関係の用地費と、それから測量設計費を補正で上げさせていただいておりますけれども、用地費に関しましては、年度内に支払いして、年度内に登記を完了させる、その部分について三千何がしのふるさと納税の企業版のほうをいただくという段取りになっています。ですから、まだ歳入には入っておりませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） そうすると、3月中には、それらが売買がなされてお金を払う、登記簿をもって寄附金をいただくというふうな形を3月中に全てクリアするというふうなことになることですか。ちょっとそのように理解しますが。

○委員長（細谷地多門君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 歳出に関しましては、3月末までに、その事業が完了して、事業完了がもう絶対条件でございますが、いずれ登記を3月31日までに軽米町の土地に移転させることが条件でございます。支出と収入につきましては予算の整理期間が5月までありますので、その歳入歳出の関係は、3月いっぱいまでに行われなければならないというものではございません。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「歳入全部あわせて」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 歳入、今歳入やっていました。山本委員。

○13番（山本幸男君） メガソーラーの関係については、町が窓口でやっている、対応している部分と民間、本当の一般の人たちがそういうふうには挑戦してやっている

ころ等がありますが、それらについての把握等はもうなされているのですか。

○委員長（細谷地多門君） 平室長。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） それでは、ただいまの山本委員のメガソーラー事業についての町内における実施状況の把握ということをございますけれども、メガソーラーという言葉のとおり1メガ、1,000キロワット以上の事業につきましてメガソーラーということで定義がされているわけをございますけれども、町のほうで基本計画に載せてある事業についてと、それから民間の部分につきましてメガまでいかない部分も町内何カ所か計画されておりまして、その分については、私のほうで現場のほう町内のほうを見ながら何カ所か確認しております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

〔「歳入全般でいいですか」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 今町税やっていました。全般でやろうとしたら、何か全般ではなくて、ちょっと順番的にやってほしいというふうなニュアンスだったかなと思って、今町税部分からやっていました。

それで進めていきたいと思います。今歳入の町税部分なのですが、予算書の順番からいきますと、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 株式等交付金、それからゴルフ場利用税の交付金、自動車取得税交付金。

〔「ゴルフ場」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ゴルフ場、ありますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 前年度当初比でふえて率が高いような気もしますけれども、実績で勘案してやったと思うのですけれども、一般的には景気が悪いのですけれども、やっぱりゴルフをやる人たちは景気がいいのかもしれないけれども、そういうような全体的な、前年度の決算なんかもきちんと調べていないのですけれども、この数年、四、五年のスパンでいけば、ずっと利用者がふえているのか、利用税が率が高くなったというのは、余り聞いておりませんので、実際に利用者が多いということではないかなと思うのですけれども、軽米町の自主財源にとっても結構大きい要素を占めていると思うのですが、経営者等の懇談があるかもしれないけれども、全体の流れは、ゴルフ利用税、利用者の方の関係をどのように把握しているのか。

○委員長（細谷地多門君） 総務課長。

○総務課長（日山 充君） ゴルフ場利用税につきましては、1人の人に800円かかります。これについては、率の改正、金額の改正はなかったと聞いております。あと利用者につきましては、料金が以前に比べて結構安くなっております。私もやるので、価格的に言いますと、土日、直前に予約をしてももうとれないという状況でございますので、利用者は確実にふえているのかなと思っております。

私からは以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） そのほかありますか。

〔「今の点、確認したいのですが」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 大村委員。

○8番（大村 税君） 今の利用税800円について、私は900円と認識していましたが、いつから800円に。以前に私は特別委員会で議論して税収ではかなりのウェイトを占めているなということでお話ししましたけれども。

それともう一つは、シニアが半額だか、そこらというふうなことで利用税が地元自治体に入ってくるというように私は認識して、前回お話し申し上げて、今800円といったから、これは変わったのかなと、確認の意味でございます。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 利用税の関係につきましては、私800円だと思っていたのですが、もしかすると私の間違いかもしれません。申しわけございません。それから、シニアの部分については、確かに半額、65歳以上の方が半額だということは、そのとおりでございます。

あとは、ゴルフ場利用税は、入った税金を県と市町村が分配していただくというふうなことでございますので……

〔何事か言う者あり〕

○総務課長（日山 充君） 済みません。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

自動車取得税交付金、それから地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、それから使用料及び手数料。

〔「では使用料」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 使用料に関してですけれども、いずれ今回検討事項の一覧ということで資料をいただいております。昨年3月28日に私が質問した中の回答の仕方の中で、体育施設の使用料の減免の関係ですけれども、このことについては、

小中学生のクラブ、スポ少活動は減免継続する。これはこれでいいのですけれども、その次に子供が参加するスポーツ活動等は、利用申請の段階で減免の判断となるというふうな対応をしようとしているということですが、私資料要求ということで書いたのですけれども、資料なくても、今ここでこのことについてどういう事例があるのかというのを説明いただければいいのですけれども、資料がないと説明できないのであれば、後でもいいです。

○委員長（細谷地多門君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） ただいま担当が資料要求に基づいて今つくっていただきましたので、私もそれを見てからご回答したいと思います。

〔「わかりました」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） そのほかございませんか。使用料及び手数料。  
国庫支出金。

〔「国庫支出金で」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 国庫支出金、古館委員。

○12番（古館機智男君） 衛生費の補助金の関係でお聞きしたいと思います。1つは、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金の関係でこの平成28年度があって、去年も論議したかもしれませんが、私記憶になくて、新たなステージという意味がちょっといろいろ見ても、どういうステージになったのかよくわからなくて、何だろうと。実際にはほかのやつを見たら、女性の乳がんとか子宮頸がんに対応する助成とかになっているようですけれども、これと額としては大したことはないのですけれども、新たなステージと実際の町の若い人のがんで亡くなったという話もあって、こういうがん検診の総合支援という関係で最近の若い人のがんでの死亡というのを見て、何かがん対策についての基本的な、助成金がありますけれども、それがどういう性質を持った補助金なのかというのを説明していただきたい。

○委員長（細谷地多門君） 於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 古館委員のご質問にお答えしたいのですが、ちょっと私も今調べ中のごさいますので、午後のほうに答弁をお願いしたいと思います。きのう、おととい、がっちり見ていたつもりだったのですが、ここはまだ来ないだろうということでちょっと油断しておりました。午後にお答えしたいと思います。申しわけございません。

〔「正直な課長」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか、古館委員。

○12番（古館機智男君） よろしいです。その下の循環型社会形成推進交付金294万円の関係について、二戸地区広域行政事務組合に対する支出の還元があるのか、そ

れとも町独自のこれはごみ処理とかの関係なのだと思いますけれども、この交付金の中身について。

○委員長（細谷地多門君） 新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） ただいまの古舘委員のご質問でございますが、20ページ、これは循環型社会形成推進交付金ということで浄化槽の20基分の……

〔「合併浄化槽の関係」と言う者あり〕

○地域整備課長（新井田一徳君） はい。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） そのほか。国庫支出金、県支出金、ございませんか。財産収入。

中村委員。

○2番（中村正志君） 答えられるのかどうかわかりませんが、財産収入の中の25ページに軽米高等学校寄宿舎敷地貸し付け37万1,000円、これは多分毎年あると思うのですけれども、この寄宿舎、私が高校のころにあった寄宿舎、寮だと思うのですけれども、町がどうのこうのではないと思うのですけれども、ずっとこれは使用されなくなっても敷地使用料を払っているということは、県のほうでは、もしかして建物をまだ使用が可能なのかどうかというふうに考えているのか。いや、壊すのにお金がないだけでこの施設使用料を払っているのかとか、そういうふうな話がもしかして町のほうに届いているのであれば、お聞かせ願いたいです。

○委員長（細谷地多門君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 軽米町でもあの施設を撤去、更地にしない限りは借りていなければならないわけですので、県におきましてもそのようなお話をさせていただいたことはないのですが、多分撤去費用の部分の捻出ができなくて、そのままの状態になっているのかなというふうに感じております。

○委員長（細谷地多門君） 財産収入の部分、ございませんか。あとは寄附金、繰入金。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 繰入金。

〔「財産収入、さっきの」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） この関係についてですが、質問があって答弁がありました、そこで終わらないでもう少し県と協議して、速やかな対応をとったほうがいいのではないですか。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 静粛にしてください。

財産収入、それから寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、あとは町債、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 委員長（細谷地多門君） 歳入については、また最後の総括部分で質疑を受けますので、一応ここで午前中は歳入の分で終了したいと思います。
- なお、午後1時から歳出の分に入りしたいと思います。
- 暫時休憩します。

午前 1 1 時 5 6 分 休憩

---

午後 1 時 0 0 分 再開

- 委員長（細谷地多門君） 午前中の休憩前に引き続き午後の部を再開したいと思います。
- なお、午後からの欠席委員の届け出がございます。大村委員、それから館坂委員、本田委員、それから上山委員と4人です。
- 歳出に入る前に冒頭健康福祉課長から午前中に古館委員だったかな、国庫支出金の衛生費、国庫補助金の部分で新たなステージに入った、その新たなステージとは何かという質問。於本課長、お願いします。
- 健康福祉課長（於本一則君） 古館委員の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金、予算書は歳入の国庫支出金、20ページの真ん中ら辺のところでございます。目は衛生費国庫補助金、節で保健衛生費補助金ということで8万9,000円の要求をさせていただいております。この補助金は、平成28年度でいえば、働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者緊急支援事業補助金という名前で25万3,000円予算が計上されておるところなそうでございます。事業の内容といたしましては、婦人検診の乳がん及び子宮がん検診の検診初年度の方に、乳がんの検診では20歳の方、子宮がん検診では40歳の方にクーポン券を配布し、クーポン券は無料券と理解していただければよろしいかと思いますが無料券を配布いたしまして、無料でこのがん検診を受診してもらって、受診者をふやしていく、そのための補助金ということでございます。
- 平成29年度、この8万9,000円は2分の1の補助ということでございますので、歳出のほうでは17万8,000円を見ておるわけなのですが、第4款衛生費の保健事業費、消耗品費や検診の委託料等に計上されておるところでございます。細かい中身では需用費は消耗品とか印刷製本費のほうで手帳の印刷代、あとクーポン券の印刷等を見ております。あと検診の委託料の中で、この方々の無料になった分は町のほうで負担し払うという、そういった制度になっております。
- 以上でございます。
- 委員長（細谷地多門君） 古館委員。

- 12番（古舘機智男君） どうでもいいというわけではないですけれども、ネットで子宮頸がんのクーポン券というのを見たのですけれども、ちょっとさっき言ったように、新たなステージというのは、戒名はどういう意味があるのかなとよくわからなかったのです。それはどういう意味でつけたのか国でなければわからないのでしょうか。
- 委員長（細谷地多門君） 於本課長。
- 健康福祉課長（於本一則君） 私見で申しわけないのですけれども、アメリカ等でもがんが横ばいから下がってきている状況の中で日本のがんの患者はふえているという、そういう意味での日本のがんの対策といたしますか、がん検診のほうでは、この新たなステージに入った段階での対策事業ということで私は理解しています。
- 〔「公式の見解で」と言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） よろしいですか。
- 〔「はい」と言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） なければ、歳出に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 〔「はい」と言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） 歳出は、款ごとにとということで冒頭でしゃべっていましたが、それではそれぞれの担当者から重点施策、主要事業等の説明をいただきながら、あとは予算書のほうの補足説明をいただいて、款ごとに質疑を受けたいと思います。よろしいでしょうか。
- 〔「はい」と言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） それでは、歳出の1款議会費。
- 〔何事か言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） 皆さん、記憶にまだ新しくあるかと思うのですが、先月の末、24日でしたか、全員協議会の中で皆さんに説明済みになっております。あえて説明は省略します。質疑があれば受けたいと思います。どなたかございませんか。
- 〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） ないようですので、2款総務費。それでは、担当課、説明お願いします。
- それでは、日山総務課長。
- 総務課長（日山 充君） それでは、総務費の1項の総務管理費についてご説明申し上げます。総務管理費の中の一般管理費でございますが、行政連絡区長の報酬とか、町長、副町長の報酬、総務課だけではございませんが、総務関係の職員の給与、それから手当等共済費、賃金等がここがございます。この中で新しい部分はございません。



それから、昨年ご指摘をいただきました文書広報費で見えておりました総合型地理情報システム保守業務委託料、それから公開サーバ機器使用料等については、一般管理費のほうに予算を計上させていただいているものでございます。

それから、文書広報費につきましては、新規事業として携帯電話エリアの整備事業ということで38ページの委託料に設計業務委託料と、それから39ページの15節工事請負費に携帯電話のエリア整備工事の工事費の予算を計上させていただいております。それから、同じく15節の工事請負費に今年度も支出しておりますが、デジタル防災行政無線の整備工事の分の予算を計上させていただいております。

それから、放送設備保守備品購入費でございますが、かるまいテレビの備品が経年劣化により、もういつ壊れてもおかしくないような機器もございませうことから、かるまいテレビの編集機器とかハードディスク等の備品を購入することとしております。税務会計課とか入ってくるのですが、どうしますか。

○委員長（細谷地多門君） 先にあなたのほうからやって。税務会計とか、あとは交通安全はまとめてやっていきたいと思っております。

○総務課長（日山 充君） それから、4目の財産管理費でございます。町の財産を管理するための予算でございます。特筆することとしましては、町長室、副町長室のカーペットが大分傷んでおりますので、今年度床の修繕工事を実施したいと考えてございます。

それから、42ページ、職員福利厚生費、公平委員会費、国内交流費、行政改革推進費等については、特段例年と違いはございません。

企画費に入る前に総務管理費のところとめますか。

○委員長（細谷地多門君） そうですね。では、総務管理費のところまで。

○総務課長（日山 充君） 総務課の分は以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） 39ページの会計管理費でございますが、通常の間費を充ててございます。印刷製本費の27万4,000円というのが例年主に決算書の印刷製本でございます。それから、43ページ、最後のほうのところなのですけれども、償還金、利子及び割引料ということで町税還付金がございませう。これについては、法人町民税の予定納税等の変わってきた場合の還付金等が主でございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 町民生活課長。

○町民生活課長（中野武美君） 町民生活課の分についてご説明申し上げます。

41ページ、5目支所及び出張所費からになります。賃金等につきましては、出張所業務に対する賃金となります。新たに出張所の間費として工事請負費ということで晴山出張所の倉庫の解体工事ということで156万6,000円を新規に上げ

ているものでございます。あとは通常の業務になります。

あと続きまして、6目の交通安全対策費になります。今般新たにふえた部分、新たな事業ということで高齢者運転免許証自主返納支援事業報奨金40万円という形で事業を起こしているものでございます。これは、資料要求にもあり、今作成中なのですけれども、事業の目的として高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者運転免許証の自主返納を支援するための事業でございます。助成対象者が75歳以上の免許の自主返納者ということで助成内容として軽米共通商品券2万円を1回に限り交付するものでございます。予算としては40万円を見ているものでございます。

続きまして、次のページ、42ページの19節の負担金、補助及び交付金になりますけれども、この中で二戸地区交通安全協会軽米分会活動費補助金を昨年度より20万円ほど増額しております。これは、交通安全パレードに使う看板等の作成ということで安全協会に対する補助金をふやしているものでございます。あとは例年どおりとなっているものでございます。

あと11目の諸費の中の一部になりますけれども、43ページの暴力団追放二戸地区民会議負担金が4万3,000円、県北地区自衛隊協力団体負担金が1万円、二戸人権擁護委員協議会負担金が1万1,000円、軽米町防犯協会活動費補助金71万2,000円となっているものでございます。あと23節の償還金、利子及び割引料ということで県単医療費助成金の返還金を11万円、療育医療給付費負担金等返還金を37万5,000円見ているものでございます。

以上、1項についての町民生活課の分について説明を終わります。

- 委員長（細谷地多門君） 2款の総務費、やっぱり多岐にわたってちょっと多いので、ここまでの説明で皆さんから質疑を受けたいと思います。目ごとに質疑を受けたいと思います。

〔「項ごとにでなく」と言う者あり〕

- 委員長（細谷地多門君） 項ごとであれば、1項総務管理費。ありますか。

中村委員。

- 2番（中村正志君） 私、今回資料要求を3つの分野で分けてやったので、予算書どおりでないのですけれども、施政方針の中から抜き出したものと検討事項とかというのと、あと予算書から出るものと、だから順番が私自身もちょっとあやふやな部分があるのですけれども、それで今の説明の中でも資料要求した中身にもちょっと触れている部分もあるのですけれども、いずれまだ資料ができていないということでしたので、資料がなくても説明できる部分については、もう口頭でかえてもらっても結構でございますので、私たちが理解できればいいことですので、そういうふうなことでお願いしたいと思います。

そこでまず順番的なことで私資料を要求したのだけれども、口頭でしゃべってもらえる部分もあるのかなと思ったりして、36ページに新人職員研修業務委託料98万6,000円というのがあったのですけれども、去年もあったのかどうかちょっと確認しなかったのですけれども、特別にやられるのかどうかということで資料要求といったけれども、資料を出すくらいのものではないのであれば、口頭でもいいのですけれども、このことを先に教えてください。

○委員長（細谷地多門君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） この新人職員研修業務委託の内容ということで、平成28年度は内部の関係課等から新人職員を対象に自分たちの庁舎内の業務内容とか、それから職員の心構えとか、そういうふうなことを中心に約10カ月、毎週水曜日に夕方研修といいますか、そういうふうなのをやってきました。ただ、今回やっぱり新人の職員の育成が急務だということで研修の業者さんのほうで年間を通じた新人職員の研修のプログラムを組んでいるものがございましたので、ことしはそのプログラムによって年4回になると思いますけれども、入庁した当初と7、8月ごろ、それから11月ごろ、それから2月ごろという形で1年間を通じて、その時々はこの研修を新人職員にしたほうが効果的だよというふうなものがありましたので、その研修をことしはやりたいということで新規に計上させていただいたものでございます。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 私はそのことについてはよろしいです。

次に、総務課長も触れましたけれども、携帯電話エリアの整備の関係、ちょっと触れたのですけれども、中身がいまいちまだ詳しく説明されていない、資料でなくても口頭で説明できるのであれば、もうそれでやっていただければと思いますけれども。

○委員長（細谷地多門君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 携帯電話エリアの整備事業の関係をご説明申し上げます。

軽米町でa uとかドコモとかいろんな電話会社があるわけなのですけれども、それらのどこの会社の電波も入らないという地域が2カ所あります。1カ所は、八木沢地区です。それから、もう1カ所は市野々地区、この2カ所が軽米町でいう電波の不感地域になります。そのことから町では、国のほうに電波の難聴地域の解消のための事業がございましたので、そちらのほうに応募しておりました。その結果、国からその中の事業を認めていただき、結果として八木沢地区にはa uとソフトバンクがアンテナを建ててもいいということで申し込みがありました。それから、市野々につきましては、a uがアンテナを建てるとということで協議が調ったといいますか、申請の関係が調い、今回事業実施しようとするものです。

なお、この事業につきましては、補助率が3分の2でございますので、その補助金をいただいて工事を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） そのことについては、説明を受けましたので、よろしいと思いません。

それから、総務課の関係で、検討事項の中の回答の中に在京軽米会の交流費用についての補助金、平成29年度から団体に対する運営費補助金としたいというふうに対応をしているようですけれども、補助金というのではないなと思って、多分総会イベント、国内交流費のなのかなと思ったけれども、どこにも見つけられなかったので、これがどこにあるのかということです。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 中村委員がおっしゃるとおり国内交流費の中の予算でございます。在京の団体と協議したのですけれども、なかなか補助金としての受け入れのところがまだ協議が調わないといえますか、今までどおりにやってもらえないかということがございましたので、今回このような形で予算要求させていただいたところなのですけれども、いずれ年度内にもう一度在京の事務局のほうと相談し、もしかなうのであれば、予算の組み替え等で対応していきたいと考えております。

〔「ありがとうございます」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） いいですか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 総務費の時間外勤務手当401万円の関係でお聞きします。これについてなのですけれども、前にも何度か質問したことがありますけれども、サービス残業といえますか、実際に時間外の仕事をしながら枠の中で処理されているのではないかと思うのですが、そういうのがこの前はクロネコヤマトの時間外の支払いのニュースもありましたけれども、やっぱり実際の時間外労働、残業に対する手当が仕事をした分という形で適正に支出されている、反映された予算でしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 職員に対する時間外につきましては、管理職が命令するという形になっております。ただ、現状は事後申告的な時間外勤務の管理方法になっていきます。以前はこの枠の中でという話もあったのですが、現時点では申告があった部分の時間外については、漏れなく出している形であります。

○委員長（細谷地多門君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 申告があったという前提があるわけですが、実質的に時間外をする場合は、課長の許可を得るところも含めて実態があれば手当に反映す

るように。自主申告ということになると、どうしてもそれこそサービス残業になってしまうという部分もあると思うので、それはやっぱり適正な形で時間外労働が手当として反映するようにすべきだと思いますが、これからの状況が実態と一致するような形でいく方向になっているのかどうかお聞きします。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 以前は、超過勤務の枠と申しますか、今も各課に配分はしております。ただ、現状を見ますと、その予算が足りないということはありません。ですから、不払いという形にはならないものだと思っております。その後の改善方法というお話になりますけれども、実際に管理職が最後まで残っている職員と一緒にいるわけにはいきませんので、やはり職員の申告がどうしても前提になるのかなという形にはなるかと思いますが、いずれ適正な時間外、いずれブラックにならないように管理はしていきたいと思っております。

○委員長（細谷地多門君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 民間会社はタイムカードということで出勤と退勤のときに押す形、一般的には地方自治体の中では、そういう形は余り聞かない部分もあって、全体の奉仕者という部分とか、いろんなのがあるかもしれないのですけれども、やっぱり事務的な処理を、実態に近づけるという形の何らかの方法を検討していただきたいというのを要望しておきたいと思っております。

それから、次ですけれども、私この前聞いて総務課長を初めとするわけでもないのですけれども、課長の退職者というか、結構人数がおられるようなことを聞いております。そういう意味でベテランというか、役場の中でも大きな役割を果たした人が数人が退職されると聞いていますけれども、そういうような、もちろんそれを続ける、引き継いでやる人材もそろってはいると思うのですが、そういうときに大きく異動する場合のいろんな人事の配慮と申しますか、具体的な対応については、特にことし多いみたいなので、そういう具体的なことがなされているのかどうかお聞きしたいと思っております。特に多くないというのでしたら、それはいいです。

○委員長（細谷地多門君） 総務課長。

○総務課長（日山 充君） ことしの定年退職は、私を含め4人でございます。例年に比べて特段多いというわけではないのかなと思っておりますが、来年度が定年退職になる職員が11名とかとなります。その後の50歳ぐらいまでの職員については、それなりに人数もおりますので、ここ数年は大丈夫かなとは思いますが、ただ現在問題になっているのが、40代から30代後半の職員が少ないので、そのところを何とか埋めていく必要があるのかなという考えは持っております。

ただ、なかなか採用方法をどうするかという問題がございまして、ちょっとこれについては、早々に結論は出ない問題かなと思っております。

また、退職した職員が抜けるわけなのですからけれども、今回4人のうち3人が再任用を希望しておりますので、その点では微力ではございますが、サポートはできるのかなと思っております。

○委員長（細谷地多門君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） ことしは4人でそんなに多くないと。来年、それからその後の状況はそういう形で、やっぱりそういう意味では一番の大黒柱といいますか、会社で言えば社長の立場にもあると思うので、そういう大きな流れの入れかわりの中での果たす役割とか、それをどう対応していくかというのは、結構町長の役割が大きいと思うのですが、特に来年が大きいというふうになると、それに対してどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 山本賢一町長。

○町長（山本賢一君） 今課長答弁しましたけれども、できるだけ再任用を受けていただいて、やはりベテランの力を発揮してほしいというふうなことで、それからやはり新人がどんどんこれから入れかわりといいますか、ふえてまいりますので、そこら辺の指導と申しますか、研修をしっかりとやりながら、早く仕事になじんでベテラン並みの回し方と申しますか、正確にやってもらいたいというふうな感じを持っております。

それから、今課長言いましたように、今後40代、それから30代後半、非常にそのあたりが採用してこなかったところもありまして、大変空白ございますので、今後その体制づくりなり、それからまたいろんな面で再任用の力量をもっと発揮できるような形とか、具体的に検討しながらその課題は克服していかなければいけないというふうに感じております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 今のにちょっと関連して、残業ですけれども、私の家から役場が見えます。毎日まず大体夜、私は犬を散歩させたりするので遅くなって、結構10時、11時まで電気がついているのが見えたりもします。それで大体同じ部署で、どなたが残業されているのかちょっとわかりませんが、たまには土曜日の日中であればいいと思うのですけれども、夜も電気がついているということは、多分仕事されていると思いますけれども、前にも何回も私もご指摘しましたけれども、健康面とか、そういった部分を考えるのが一番なのですからけれども、そういった部分でちゃんと把握しているのかどうか、どのようにそれに対応をされているのか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 遅くまで残っている職員がいるということは、実は宿直の職員の方から退庁時間を記入してもらって把握はしております。割と同じ職員が残っていることが多いので、その業務の中身が問題なのか、その個人の方の力量とっては何ですけれども、そこが問題なのか、ちょっと把握は難しいわけなのですけれども、いずれ以前は午前様的な残り方をしている職員もおりましたので、それについては、担当の職員のほうにそのような勤務状態はやめるようにということで話をしております。

ただ、私に言わせると、その日になぜ残らなければならないかの理由がちょっと明確でない職員も中にはいるようです。ですから、なぜ今ここでこの時間にやらなければならないのかをちゃんとしっかり考えて勤務するようにというふうな指導はしてまいりたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 別のことですけれども、一般管理費の8節ですけれども、報償費、ふるさと納税謝礼品400万円、昨年度から大体4倍くらいになっていきますけれども、ということは一般の納税者の金額が多くなるということ想定してだと思えますけれども、平成28年度は幾らで平成29年度はどれくらい想定しているのか。あとふるさと納税謝礼品の中に、この前企業版ふるさと納税のときの説明の中では、今の時点では考えていないけれどもということですが、その謝礼の部分もこの中に含まれているのかどうか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） ふるさと納税の謝礼金、28年度の実績は、ちょっと詳しい数字は持ち合わせていないのですが、平成28年度、1,000万円という大きい寄附をされた方がいらっしゃったので、1,300万円から400万円ぐらいの間だったかなという記憶してございます。来年度は、一応予算を組む段階で1,200万円を予定しています。それで急激になぜふえるかという、ふるさと納税のさとふるというポータルサイト、そちらを使った納税のほうを平成29年度当初から実施できる見込みとなっておりますので、それを使うことによって現状の3倍から4倍ぐらいの寄附金を見込めるのではないかとということで予算化をさせていただいております。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 委託料のふるさと納税業務代行委託料というのが今課長が説明したもので平成29年度、もう4月からやる、早急にやるということですか。はいわかりました。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。中村委員。

○2番（中村正志君） 施政方針の中で老朽化が進む公共施設については、3月に策定す

る、今月なわけですけれども、公共施設等総合管理計画に基づき各施設の存続あるいは改修についてというふうな言葉があったわけですけれども、このことが今すぐに計画策定になることだと思うのですけれども、資料要求は、内容がわかればいいことでしたので、このことが来年度の予算のほうにどのような形で反映されたのかお聞かせいただければと思います。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 1時35分 休憩

-----

午後 1時36分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

はい。総務課、吉岡主幹。

○総務課担当主幹（吉岡 靖君） 中村委員のご質問にお答えします。

公共施設等総合管理計画については、東京オリンピックのあたり、昭和39年くらいから急激に公共施設ができた。それらの施設が老朽化をして、まさに今後20年の間に多くの施設の更新時期を迎える。その中で人口減少等もあって、財政的に余り突出した年があったりしないように、できるだけ平準化してその維持管理、更新をしていく計画、基本方針をつくりなさいということで整備しているのが総合管理計画でございます。

ということで今回整備している総合管理計画については、これをもって直ちに何かの施設を整備するという計画ではなくて、今後40年ぐらいの期間を見据えた、その必要になる予算、あとは当方にて投資できる予算を比較しながらできる限り毎年の平準化して維持更新等行っていく基本方針を備えたもので来年度の予算に直接的にこの分というのは反映ということはありません。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。中村委員。

○2番（中村正志君） ただ、来年度だって老朽化施設、また修繕等必要なことについて予算配分しているわけですよね。そういうふうなのがこの計画、3月策定ということは、もうできていることだと思うのですけれども、それがもう生かされて来年度の予算計画というふうなことは全くないということですか。

○委員長（細谷地多門君） 吉岡主幹。

○総務課担当主幹（吉岡 靖君） 今年度策定の総合管理計画は、トータルとして、例えば役場の持っている公共建築物の量がこのぐらい、そしてそれがいつの年代だったものか、そういったものも、あとインフラ資産、上下水道等もあるのですけれども、そういったものを全部足し合わせて、更新時期と、その必要とされるであろう改修費等の試算を出したというふうなものでございます。

この公共施設総合管理計画については、平成25年に国のほうで策定いたしましたし



たインフラ長寿命化計画というふうな大元の計画がございまして、そのロードマップに従って平成28年度までにこういうふうな全体の計画をつくりなさい、平成31年度までには、その施設の累計ごとの個別の計画をつくりなさいというふうになってございます。個々具体的な、具体的なというか、あと細かいものは、その個別計画のほうで作成していくことになると思います。

中村委員おっしゃるとおり確かにまさにその施設の維持、更新というのは、もう毎年動いているわけですので、この計画に盛り込まれないのかというふうなことでございますが、これもそういった総面積に対する改修の費用の試算額等を出さなければならぬものですから、どうしてもやっぱり時点、時点というのは押さえなければならぬ。常に流動的に数値を変えていくというのは、ちょっと無理なので、今回策定のものには来年度以降直ちに計画によって個々の改修が始まるというふうな盛り込み方はしていないというふうなところでございます。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 確認になるかと思うのですが、私も勉強不足でそんなに知っているわけではないので、ただ、今までの答弁の中で総務課長が公共施設管理計画を作成するので、それをもとにして今後公共施設の更新等を考えていくというふうな言い方をされたように私は記憶しているのですが、それとは別ですか。

○委員長（細谷地多門君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 今吉岡主幹のほうからも申しあげましたけれども、いずれ平成28年度までには全体計画をつくり、平成29年度以降については、個々の関係施設の更新の計画をつくっていく。要は、個々の更新計画といいますか、修繕計画等をつくることによって使える起債、有利な起債事業等もございますので、今までは修繕とか何とかというのは、起債を借りられないものも結構ございました。その中でその計画をつくっていくことによって起債を入れられるとか、場合によっては、補助金等ももらえるものも出てくるかもしれませんが、いずれ今回つくる総合的な計画をつくらなければ、その先がないということでまず第一歩としてつくったのが今回の計画だということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 今のことについてはいいです。

次の質問に。交通安全の関係で先ほど町民生活課長が高齢者運転免許証自主返納支援事業報奨金のことを75歳以上で返納した方に商品券2万円を交付するということだけでしたけれども、実施要綱等がそれだけのことなのかなど。であればもうそれだけで資料を要求しましたので、資料は要りませんけれども、もう少し詳しく書いてあるのであれば、それを教えてほしいのですけれども、ただ今見て、返納した人に商品券を2万円交付する、免許証を返納したのと商品券もらうのと、何かメ

リットがどのようにあるのかなと、ちょっと趣旨が違うのかなというふうに感じたのですけれども。75歳以上であれ、もっと上の人がもう年だから免許証を返そうと思って返したら、やっぱり不便だな、どこにも行けなくなったなというふうな声が結構聞こえているのです。多分75歳以上の人が危ないからと言われて返した。町場の人だったら歩いても行けるのでしょけれども、軽米の広いところであれば、結構やはり家に年寄りしかいないし、運転する人もいない、どうやっていったらいいのかなという人が結構あるように感じるわけですけれども、それが2万円の商品券でいいのかなというのがちょっと、それがタクシー券でも使えるというのであればですけれども。あるところでは、タクシー券を交付するとか、そういう事例もあるようですけれども、そういうものの考え方はなかったのかなというふうなことです。

○委員長（細谷地多門君） 中野町民生活課長。

○町民生活課長（中野武美君） 中村委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず軽米町の65歳以上の運転免許者数ということでちょっと確認しましたら1,617名の方がいらっしゃいます。高齢者を起因とする交通事故につきましては、新聞報道とか、テレビ報道等が出ていますけれども、かなり認知力が落ちてきている方が多いという形のもので、町のほうとしても何かの支援策がないものかということで、岩手県内の状況を調べたところでございます。現在行っているところが盛岡市、北上市、一関市、金ケ崎町、奥州市、野田村、洋野町、釜石市となっております、その助成内容はバス、タクシーの利用券等を1万円分とか1万2,000円分交付というような形でやっているものがございます。中には、5,000円分というところもあります。

それでなぜ商品券にしたかということになりますけれども、商品券のほうは現在も町内のタクシー、岩手県北タクシーと軽米タクシーでも使えるという形になっておりますし、バスの助成とか、さまざま検討しましたけれども、バスなどにつきましては、軽米町の全ての地域で町民バス、コミュニティバスが通っているとかというような形がないものですから、タクシーにも使える商品券がいいのではないかという形で考えたものでございます。

以上とさせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 商品券もタクシー券と同じだというふうな発想であれば、それはそれでよろしいかと思えます。いずれこれから高齢者の交通事故防止というのは働きかけて、私も結構危ないところがないわけではないと思っていましたけれども、これはこれでよろしいです。

次に、二戸地区の交通安全協会軽米分会の活動費補助金というのがあるようです

けれども、何か二戸地区の交通安全協会というのは、各個人が入っている、私たちも入っているかどうかあれですけども、免許更新するときにお金を払ってくる時のことのようなのですけれども、これもいまいち軽米分会というふうなの活動というのが旗を立てているのは見ているのですけれども、それ以外に何か活動の状況というのは、どういうふうなのかと把握していましたか。今補助金を出すくらいだから当然活動自体がわかって補助金出していると思うのですけれども、その辺わかっている範囲でもよろしいので、教えていただければ。

○委員長（細谷地多門君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 軽米町の交通安全協会軽米分会という形で補助金は出しているところがございます。活動とすれば、交通安全のかたつむりパレードというような形で例年8月下旬だったか、パレードをやったり、あとは新入学生に対する帽子の配布、あとは軽米町に各分会があります。軽米にもありますし、小軽米、米田、小玉川とか、そういう団体の助成もありますので、それらの活動費にも充てているものがございます。あとまだありますけれども、資料を持ち合わせていなくて済みません。

以上です。

〔「いいです」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 13節の委託料、庁舎清掃業務委託料ですけども、昨年度よりも86万円ほどふえていますけれども、どこか新しく、何かやるのかな。13節、40ページ。

○委員長（細谷地多門君） 40ページの13節。

○7番（茶屋 隆君） 委託料。庁舎清掃業務委託料557万5,000円、昨年度は…

○委員長（細谷地多門君） この中身。

○7番（茶屋 隆君） 昨年度は471万5,000円で86万円ぐらいふえていますけれども、何かこうどこかを新しく清掃業務するのか。

○委員長（細谷地多門君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） ちょっとそこにつきましては、内容を確認させてください。  
特段……

○7番（茶屋 隆君） 水洗トイレになったから……

○総務課長（日山 充君） それはないと思います。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） では、確認して後で、いいですか。

そのほかありますか。

茶屋委員。

- 7番（茶屋 隆君） 9節の旅費ですけれども、普通旅費、特別職の分でおととしが117万円、去年が247万円ということで……

〔何事か言う者あり〕

- 7番（茶屋 隆君） 申しわけありません。35ページの9節の旅費です。普通旅費、特別職の分ですけれども、おととしが117万円、去年が247万円のことしは167万円と減っていますけれども、去年が特別に247万円、決算議会のほうがよかったかもしれませんけれども、忘れればうまくないと思って、去年そうすれば特別に何か太陽光か何かの部分で行かれているというのは理解していましたが、何かそういった部分で企業誘致とか、そういった部分のかかわりとか。

- 委員長（細谷地多門君） 日山課長。

- 総務課長（日山 充君） 平成28年度より金額が減っている部分でございますが、大きな要因は、昨年、平成28年度に海外視察研修が予定されておりました。それがテロの関係で中止になってしまいましたので、その視察研修部分が去年の特別職の旅費がふえた要因でございます。これが例年ベースということになります。

それから、先ほどの清掃費の関係ですが、3年間、長期契約の中でお願ひしている部分なのですけれども、人件費高騰の関係で今回ちょうど3年目で改定になる段階でその部分が委託料として高くなってしまったということです。

- 委員長（細谷地多門君） まだありますか。

山本委員。

- 13番（山本幸男君） 交通安全。1つだけ、運転免許証、オートバイも乗用車も、一律2万円ですかというのが1つ。あとは、この制度を町民に説得するというか、お知らせするためにどんな方法を考えておりますか。課長は、65歳以上が1,617名ぐらいだと。認知度も落ちている方がいると聞こえましたが、実際はそのとおりだと思いますけれども、1年基準でなく、何年か、3年ぐらいというふうなことの案というのは考えられなかったですか。

中村委員のほうからちょっと話がありました。いずれ返納というのは、人生が変わるぐらいやっぱり影響があるものだと思います。75歳以上を代表して。

- 委員長（細谷地多門君） 町民生活課長。

- 町民生活課長（中野武美君） 山本委員の質問にお答えします。

あと先ほど中村委員のほうの答弁漏れがちょっとありましたのですけれども、最初中村委員のほうからちょっとご説明したいと思います。自主返納の関係なのですけれども、助成対象者、先ほど説明しましたけれども、75歳以上で免許の返納者に対して軽米共通商品券2万円を交付するという形になります。その交付に当たっ

ては、免許の返納手続を免許センターとか、警察で行う必要があります。警察でやれば、運転免許取り消し通知書または運転経歴証明書というのをもらいます。運転経歴証明書というのは、まず身分証明にもなるようなもので、それを発行するためには1,000円の手数料がかかるものでございます。ただ、運転経歴証明書をもらわない場合は、そのまま警察とか、免許センターのほうに出せば、運転免許取り消し通知書をもたらえる、それを持って役場のほうに申請手続をして、商品券をあげるといような形になっているものでございます。

あとは、周知につきましては、一人一人にするという形ではなく、町民全体に対して広報お知らせ版、あとはかるまいテレビなどで周知を考えているものでございます。

あとは、1回限りでなく何回もというような形もありましたけれども、他市町村の状況をちょっと見てみましたけれども、まずほとんどが1回限りというように形で給付をやっているものですから、これを参考にしながら1回というように形で定めているものでございます。

以上となります。

〔「オートバイ」と言う者あり〕

○町民生活課長（中野武美君） 免許は、免許証の返納であれば、全てが対象となります。

ちなみに平成28年1月から12月までの軽米町での免許の返納は8件ということで確認しているところでございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 今のに関連してですけれども、警察に届けて返納するという事実を確認してということでしたけれども、私前に聞いた話では、返納したいけれども、どういふふうにすればいいですかと行ったら、警察の人が別に誕生日がきたときに更新しなければ黙ってなくなりますよというふうに言われたそうです。それでそういうふうにしたという人がいました、実際に。ただ1年限りでしょうから、数は限られると思いますけれども、そういう方法もあるということ覚えて対応したほうがよろしいかと思うのですけれども。

○委員長（細谷地多門君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 私もちよっとその辺不勉強でしたけれども、返納の手続、このごろ住民の方から返納のほうはどうしたらいいかというか、何かメリットか何かないかといういような問い合わせもあるところでございます。それで十分説明して対応したいと思っております。

以上です。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 休憩したいと思います。10分、正面の時計、10分まで休憩したいと思います。

午後 1時59分 休憩

午後 2時11分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

先ほどは、中村委員。

○2番（中村正志君） 今の部分で行政改革推進費があるようではございますけれども、何か2月に行政改革の会議があったようではございますけれども、その前に5年間計画というのをつくっているようではございますけれども、今の2月の会議の中でどのような話し合いが行われたのか概要、大まかな部分でいいのですけれども、教えていただければ。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 今突然だったので、いずれ行政改革の目標として立てた中の進捗状況についてご説明申し上げたところでございます。詳しい具体的な内容までちょっと今頭に出てきませんので、後ほどご説明したいと思います。

〔「資料があればいい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 今の問題に関連しますが、資料のようなので説明してもらえばいいというふうに。

それから、先ほどの高齢者の免許証の関係ですが、お知らせ版等で町民に周知したいという話がありましたが、私はどちらかというと、ちょっとなお慎重に検討したほうがいいと、自分ではそう思っておりますけれども。一面トップでなく、最後のほうにちょっとこんなことも考えていますぐらいのことでいいのかなと、それぞれまだ元気で頑張りたいと思っている人はたくさんまだあるような感じもいたしますので、それが正義だというふうな印象を受けないように、新聞ではさまざままた高齢者かというような感じで読んでいますが、そうでなく、排除でなく、包むというような感じでしたほうがいいのかなと、そう思います。そうでないと、また目標を失って、青いシャツを何ぼ着ても効果があらわれないというような感じになるような感じもいたしますので、丁寧、例えばこんな方法もありますよというふうなことぐらいでいいのかなと、そう思いますので、要望しておきます。

○委員長（細谷地多門君） 答弁はいいですか。

〔何事か言う者あり〕

○13番（山本幸男君） はい、いいです。要望です。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 中村委員のほうから資料要求になっているかもしれませんが、デジタル防災無線工事の調査設計業務委託料、毎年やっています、予算あれですけども、今年度の38ページの一番……

〔「一番下」と言う者あり〕

○12番（古舘機智男君） 防災無線の整備工事調査設計業務、その中身のことについて説明をお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） デジタル防災無線につきましては、現在デジタル化を進めているところです。それで……

〔何事か言う者あり〕

○総務課長（日山 充君） 今年度は折爪岳に中継局をつくっております。それから、役場から中継局にいて、それぞれ各子局に電波を流して、今まで聞きづらいようなところもあったのですけれども、できるだけそういうふうなところがないように改修したいということで、これから平成31年度までかけて整備を進めてまいります。平成29年度につきましては、軽米に子局が109局ありますけれども、今年度終わりますと、大体20局子局が整備が終わる予定です。あと89局あるのですが、それを3年間かけて改修して、古い柱のほうはもう撤去するという工事になります。まず平成31年度まで緊急防災事業債という非常に有利な起債がございまして、これが過疎債と同じに70%の交付税バックがある事業でございまして、そちらを活用して計画的に更新する予定となっております。そのための電波の状況でありますとか、音がどの方向がいいとか、その関係と最終的な工事完了まで含めた予算になります。

以上でございます。

〔「わかりました」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○12番（古舘機智男君） はい。

○委員長（細谷地多門君） そのほかございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ、2項の企画費から説明いただきます。そして質疑を受けたいと思います。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） 2項企画費の1目企画費でございます。こちらには地域おこし協力隊に係る経費、それから百人委員会に係る経費、それから聖地巡礼の関係でございまして、中村委員からも資料要求がございましたが、町づくり交流推進事業の関係がこのハイキューの関係の分でございます。

それから、この中に地域公共交通の關係の、要は町民バスだとか、それらの關係の經費も計上されてございます。

それから、町づくりの基本と申しますか、行政区の活動交付金、それから軽米町の地域活動支援事業費補助金、それから結婚新生活支援金及び補助金などの新しい事業も含めた予算を計上させていただいているところでございます。

企画費については、そうでございますが、資料要求がございましたものについて順次ご説明申し上げたいと思いますが、これは中村委員からの資料要求の順番でございますが、結婚新生活支援事業でございます。こちらにつきましては、結婚のために、財政的な理由で結婚できないという方もいらっしゃるということで国の補助金を使ってというものでございますが、住宅の取得費あるいはアパート等の取得費に充てる。あるいは引っ越し費用に充てるための經費に対して24万円を上限に助成しようとするもので、積算根拠としましては20件を想定してございます。

それから、地域おこし協力隊の事業の予算に関しましては、協力隊員の報酬2名分、1カ月18万円の報酬で計上してございます。それから、それに係る保険料とか、そういうふうなものの經費、それから旅費に関しましては、地域おこし協力隊の職員を採用するために東京等に出向かないと、なかなかこちらで面接等というわけにはまいりませんので、そちらに出向くための一般の役場の職員の分と、あとは関係機関の分、例えば受け入れ先の農家さんであるとか、そういうところの關係の方の費用弁償等計上させていただいております。

それから、あと14節の關係では、住居の借上料でありますとか、車両の借上料等を予算要求してございます。こちらについては、後ほど資料として出させていただいたほうがわかりやすいと思いますので、後ほど資料のほうを出させていただきたいと思います。

中村委員の資料要求の中に行政区単位の自主防災組織の設立に向けた実施状況というのがございます。それで先日2月17日でしたけれども、県の主催であります自主防災組織の設立に向けた研修会がございました。そちらのほうに各行政区の皆様にご案内申し上げたところ、7行政区から参加をいただきました。それで既に小玉川行政区が設立に向けた準備をしたいということで規約のつくり方だとか、そういうふうなのを教えてくださいというふうな指導を求められておまして、そちらのほうにはご相談に応じているところでございます。いずれ今後につきましても行政区活動交付金等の中に、その設立のための經費に充てる特別枠みたいなものを設けて、その設立活動の支援をしてまいりたいというふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 町民生活課の部分について説明します。46ページの公



害対策費になります。報酬と旅費につきましては、環境審議会議を開く事案があった場合ということで予算計上しているものでございます。続きまして、12節の役務費につきましては、水質検査手数料ということで岳の湧口、あとは長倉の最終処分場、あとはゴルフ場の水質検査の手数料部分を予算で上げているものでございます。

私のほうは以上となります。

○委員長（細谷地多門君） 土地利用対策費、高田課長。

○産業振興課長（高田和己君） 土地利用対策費についてご説明申し上げます。

1町歩以上の取引があった場合に、町のほうに届け出をしなければならないのですけれども、その届け出を県に届け出る業務をやっております。それに対する旅費もしくは需用費、消耗品費ですけれども、県からの委託費になってございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 再エネ推進費。平室長。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 再生可能エネルギー推進室です。予算書のほう46ページ、4目の再エネ推進費でございますけれども、報償費につきましては、合計で28万8,000円でございますが、これは再エネ法に基づきまして設置しております軽米町再生可能エネルギー推進協議会の委員等の出席の際の謝礼でございます。それから、視察研修先の謝礼品ということで2万4,000円を計上させていただいております。9節の旅費でございますけれども、費用弁償につきましては21万7,000円ということで林地開発関係の打ち合わせ、それから協議会の委員の旅費を計上させていただいております。普通旅費ですけれども、これも林地開発の打ち合わせ、あと視察研修、企業訪問のほうも予定しております。24万円計上させていただいております。消耗品につきましては、視察研修の際の資料代、それからカラープリンターのトナー代とか、そういう消耗品を計上させていただいております。食糧費の1万6,000円でございますけれども、担当者会議等の交歓会の参加費1万6,000円、13節の委託料につきましては、再生可能エネルギー発電事業推進専門員の派遣業務委託料ということで林地開発等の協議の際、コンサルのほうから資料のほう、林地開発の設計方法を確認させていただいておりますけれども、平成29年度につきましては4万9,680円掛ける104ということで51万6,700円を計上させていただきました。あと14節の使用料及び賃借料でございますが、……

〔何事か言う者あり〕

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 申しわけございません、51万6,720円。

使用料及び賃借料のほうでございますけれども、10万7,000円ということ

で高速道路使用料、省エネ地球温暖化担当者会議の研修視察の際の高速料金、それから林地開発の打ち合わせ、再エネの……

〔「細かいのは要らないです」と言う者あり〕

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 先進地視察の研修の際の使用料を計上させていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 2項についての説明をいただきましたが、質疑を受けたいと思います。

中村委員。

○2番（中村正志君） 今の説明もいただきましたけれども、資料も要求していきまして、資料を見て私自身の今後の勉強も含めて地域おこし協力隊の関係と町づくり交流推進事業、結婚新生活支援事業補助金に関しての資料は、そのままお願いします。それを見てまた再度質問する場合があるかもしれませんので、よろしくお願いします。

そのほかのことでちょっとお伺いしたいのですけれども、協働参画まちづくり推進審議会委員謝礼というのがあるわけですけれども、多分地域づくりチャレンジ事業の審査をするのだと認識しておりますけれども、その中で私前に質問して、地域づくりチャレンジ事業に同じ団体で同じ活動に補助するのは見直すべきではないかと言ったら、見直し、検討すると、その中に対応状況の中で平成29年度に百人委員会からの提言も踏まえ見直しをしたいというふうにあるわけですけれども、何のためにこの審議会の委員があるのかなというふうに私ちょっと疑問に感じたので。地域づくりチャレンジ事業、これが妥当かどうかというふうなのを審議する、審査するのが審議会委員であったら、別に百人委員会の意見を聞く必要はないのではないかと、ちょっと二度手間になっているのかなというふうに私感じたので、それを疑問に思ったので。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 記載方法がちょっと適切でなかったのかもしれませんが、百人委員会では、その事業の中身を検討するということではございません。協働参画まちづくり推進審議会のほうでは、その事業が適切かどうかということを検討しているわけなのですけれども、百人委員会からはせっかく町民が自主的にやっている事業だから3年間だけとかと言わないで補助率を下げてもいいからも少し事業継続したほうがいいのではないかとのご意見をいただいています。ですから、事業内容の中身を審議するのか、その制度自体に対する意見かという違いはございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） そのことについて私前に発言したときに、やはりその必要な部分、確かにあると思うのです。やはりせっかく自主的にやって、ある程度町からも補助

金をもらえれば、それを継続してやれる、それが一つの町民活力にもつながるとい  
う事業が実際あるように私も感じております。であれば、そういうのは、あえてこ  
れでなく、それぞれの担当課があると思うのです、その支援する課が。であれば、  
その課が継続的にその事業として補助事業としてやるべきではないのかというふう  
に私はお話ししたときがあったのですけれども、その辺との、やはりより次に発展  
させていくというふうな、あくまでもそれだけではなく、例えば一例は、ジャズフ  
ェスティバルですか、ジャズコンサートだったかがあるようですけれども、あれだ  
ってそれこそチケット代と町からの補助金でやってみたと思うのですけれども、あ  
れだって年数を重ねてくれば、5周年だとか10周年だとかというふうになってく  
ると思うのです。であれば、もっともっとそれを大いに盛んにさせたほうがいいの  
ではないかと思えば、そこの課がどこの課になるか、教育委員会なのか、商工観光  
なのか、町づくり主幹課なのかわからないですけれども、そういうところがちょっ  
とバックアップをして、ではもっと記念すべき年だからもっと盛大にやったらどう  
かとかというふうな、そういうふうなお互いにコミュニケーションする場というの  
が出てくると思うのです。だから、そういうふうなのが今の段階であれば、ただ単  
に補助金を上げているだけでしかない。なかなか次のステップに進まないような  
気がする。ですから、そういうふうなことを踏まえて私発言させていただいたので、  
これはやはりあくまでも新しいもの、次から次と新しい住民からの自主事業とい  
うのを発掘していくというふうに捉えるべきではないのかなというふうに感じていた  
わけですけれども、その辺の検討はなされていませんでしたか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 取りかかりの部分でまず新規事業を掘り起こすためのチャレ  
ンジ事業が、それはそのとおりでございます。ですから、まず継続事業の部分につ  
いて各それぞれの担当課がそのコミュニケーションをとりながらいくべきではない  
か、全くそのとおりでございます。運用に当たって問題がある部分については見直  
しながらやりたいと思います。

せっかくのあれですので、中村委員のほうから機構改革のお話も資料があるので、  
その話をさせていただきたいと思うのですけれども、実は平成28年度中に機構改  
革がやっぱりどうしても必要ではないかという話を私たちも感じていましたので、  
機構改革に取り組むことで協議を進めております。一番初めは、まだ本当にたたき  
台の段階でございますが、各グループ長の役割が非常に曖昧だというお話がござい  
ました。グループ長の役割を、それでは管理職レベルに上げて、今の課長がそれを  
総括するという形はどうだろうという案を出していたのですけれども、その中で実  
は事務分掌の見直しというのが大分しばらくやられていないということでその業務  
のあやふやさがどうしてもあるということで今の機構を見直すに当たっては、やっ

ぱり先に事務分掌を適切に見直して、どこが何をやるのだというのを先に決めなければだめだろうということになりました。そのためには、やっぱりどうしても一定の時間が事務分掌の見直しには必要だということで平成29年度の上期のほうで分掌の見直しをし、そして組織の機構としてこういうふうな機構がいいのではないかという話し合いをした後、関係の条例、規則、それから要領等ありますけれども、百幾つ直さなければなりません。それらをまとめてまず平成29年度中に協議して平成30年度から新しい機構の体制でやればいいのかというふうなのが現在の状況となっております。

その中で中村委員からお話をいただいたようなことについてもそういうふうな体制がとれるのか、相手があることですので、私たちとすれば継続してやってもらえるのかなという思いはあるのですけれども、もしかすると、もうやめたという話にならないようにしてはいきたいと思っておりますけれども、そういうふうなことも考えながらやっていかなければならないのかなというふうに考えております。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ありがとうございます。なかなか機構改革のことは聞けないでいましたので、先にしゃべってもらって大変助かりました。今のお話にもあったように、検討していただいているということで確かに行政改革というか、機構改革を10年ぐらい前にやったのを私も経験しておりますけれども、ただあのときもやったけれども、分掌はあちこち、課にただ割り振りしただけで実際の中身が、例えば予算書においても何かさっぱり整理されていないというふうないろんな不都合がないわけではないなというふうに感じておりましたので、最近では特に、本来やるべきところでやっていないのではないかという話も私していますけれども、そういうふうなのを見直すというふうなことだと思うので、ぜひこれは期待したいというふうに思いますので、あと1年延びるようですけれども、では総務課のほう頑張ってほしいなと思います。

そこで似たようなところなのですけれども、この中に、私見つけられなかったのですけれども、去年あたりまで農家レストランの関係がここらあたりにあったような気がしたのですけれども、そこは継続するのか、別なところに入ってくるのか教えていただければ。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 農家レストランにつきましては、なかなか郷土料理を町内で食べられる場所がないということで何とか継続してやっていきたいというふうには思っていたのですけれども、今まで受託してくれていた農家のお母さんたちがもうどうしてもできないというお話をいただきました。それで大変残念だったのですけれども、平成29年度については、農家レストランの予算は計上しておりません。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） そのほかございませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 百人委員会の出席等謝礼、報償費の関係でお聞きしたいと思います。44ページ、研修先への謝礼品、私は都合があって今年度の百人委員会の全体会は参加できなかったのですが、今回予定している百人委員会の回数、それからその百人委員会の持ち方、2年近く、1年くらいやってみて、反省すべき点を含めて今年度はどういう形でやろうとしているのか。また、視察研修謝礼品がありますけれども、多分これは百人委員会の方たちの研修が行われる、その下の旅費なんかそうではないかと思うのですが、どういうテーマを持って、どういうところを研修視察しようとしているのか。100人はいないようではありますが、そろそろとみんな行くのか。これからやっていく進め方もそれぞれの部会というか、分かれてはいますけれども、そういう専門知識とかテーマとかという形の分かれた形でやるのか。そういう全体の平成29年度の百人委員会の町民の意見を聞く仕組みを具体的な形で示していただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 百人委員会の皆様からは、平成27年度、平成28年度、2カ年活動していただいて、今回任期が終わりになります。平成29年、平成30年がまた新しい委員を公募、それから協議会等の推薦をいただいてこれから決めていくことになります。今までやってきた百人委員会の反省点といたしましては、実はこちらのほうで、人づくりだとか、仕事づくりだとか、高齢者いきいき対策とかという形で部会を定めて委員を募集して、その中で話し合っていました。特定のテーマを定めたつもりはないのですが、いずれその仕事部会では、仕事づくりの話とか何とかというご意見をいただく形だったのですが、余りにもテーマが広過ぎて何を話したらいいかわからないというふうな形の委員もいらっしゃいましたし、逆に文化、スポーツ、観光の分野は、余りにも専門的なご意見をおっしゃる方たちがいっぱいいて、逆に意見がこれも、これも、これもというふうな形の意見を出している方も多くいらっしゃいました。

なので、次のテーマをどうするかというのは、実はまだこれから研究して決めていかなければならないところなのですけれども、いずれ今回2カ年の中でやった百人委員会の中の反省点を幾らかでも話し合いを進めていけるような形のものにしていければいいのかなと思っていますし、また公聴の部分の機能も兼ね備えていますので、その他随時ご意見をいただけるようなテーマの設定の仕方も必要なのかなというふうには考えております。

ただ、いずれこれからまたそのことについては詰めていかなければならないと思います。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 2年やってもなかなか具体的な効果の部分については、結構難しい部分があると思うのですが、町長が言っていた、これまでの町政座談会、地区ごとの地域座談会という形式は、それにかわる形でできたのですけれども、そういう意味では、性格が違う部分もありますし、それからそういう以前にやっていた地域座談会、出席率が余りよくなかったとか、いろんな問題点もあると思うのですが、そういう二重構造でというような形の検討というのも必要ではないかなと思うのですが、そういう意味で、今回新たな募集をするという、同じ形態で各団体の代表みたいな形と公募とかという形になるのか、そういう委員の選出方法も含めてやっぱり検討する部分があるのか、ないのかという。それから、地域懇談会との連携とか、そういう形については、検討の中身に入っているのかどうかお聞きしたい。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 各地域を回っておりました懇談会につきましては、割と決められた人というのですか、毎回同じ方が出て、地域の例えば道路を直してほしいとか、そういうふうな中身が多かったのかなというふうに思っています。その分については、百人委員会の中で個々の具体的な事業についてここを直してほしいとかという話ではなく、政策的なもので町のほうにこうすることによっていい方向にいきますよということを検討していただくのが百人委員会だと思っています。

それで今までやっていた地域ごとの懇談会の中で出ていた地域的な課題につきましては、行政区によって違いましたけれども、ある行政区に行くと、区長がまとめてその住民の要望をその場で発表するというふうなスタイルをとられているところもありましたので、各地域の個別的な課題、直してほしいとかというところは、行政区長たちの会議の際に集落の要望を取りまとめして出してくださいという形をとらせていただいています。懇談会もやったほうがいいのではないかというご意見もわかりますけれども、今のマンパワーですと、現在の公聴活動がもう限界です。職員が議事録を起こすにしろ、発言内容をまとめるにしろ、もうできないというのが本当のところ、その辺はちょっとご理解をいただくしかないものと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） かつてのものは、大名行列ではないですけども、課長たちがずらっと、幹部職員が出席するという形で何か逆に説明者のほうが多いような、そういう形のものでなくともっとある意味では、さっき言った区長にまとめてもらうという形も悪いことではないと思うのですけれども、それが形式が変わったとい

うのが町民のみんなにもわかってもらって、そういう区長とか、町内会長とかという形の役割、区長会議の中で話されているかもしれませんが、そういう役割と、それを区長だけがわかっているものではなくて、町民全体もわかっているという形にする。

私だったら、例えば町長と秘書というか、記録する係と3人か何ぼぐらいの形で行政区単位で3年とかかけて身近に町民の声を聞くというふうな、そういう企画なんかというのも非常に意味があるのではないかなと思っていますけれども、そういうことも含めて今までのというか、この2年間百人委員会、全部だめだとか、そういうものではないのですけれども、本当にそれが実るような形にはまだ機能していないという感じの中でどうするかというのをもっと力を入れて検討していただきたいというのを意見として述べておきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 答弁はいいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） そのほか。館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今の関連なのですが、百人委員会は百人委員会で課長がお話ししたとおりだと思います。私もそれは評価しています。ただ、今の議論の中で座談会、やれないということの答弁だったのですが、そこでその地域の集落の要望を区長が取りまとめてやっていくということなのですが、ただこれもほかの行政区のほうは全部はわかりませんが、私ども山内地区のほうは、まずほとんど順番なのです、毎年。順番で、ことしは私やったから次は隣のお宅だよと、次の班だよとか、それでそういう取りまとめをできるような区長でいけばいいわけですが、ただそれすら、ただ役場から来る郵便物を回すだけの能力といえれば失礼なのですが、そういった区長方もおるわけです。とても取りまとめて文章にしたために提出するとか、ではおまえ区長なんだから代表してしゃべってこいとか、そういうふうな区長が、順番的に当たりがいい人に当たった区長であればいいのだけれども、なかなかそういうわけにもいかないと。ですから、その座談会をもう一回やってくださいというのではありませんが、いずれそういった集落の要望を吸い上げるようなシステム、それをもう一度検討してみたらいかがかなと思っていました。いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 各行政区の中には、そういうところもあるのは承知しております。ただ、今のところは区長会議の案内の前にこういうふうな要望がありましたら、こういうふうな紙で出してくださいとお渡ししているところなわけで、ただまだことしも出していないと思いましたが、場合によっては、もう行政区の総会等が終わってしまっているところもあるのかなと思います。そういうところで本当は自分ができない区長のときでも、その集落の総会とか何かのときに、いやこういう

のが来ていた、どうしたらいかべといったときに、ではこういうふうな要望を出したらいいのではないかというふうなご相談をしていただけるような形がとればいいのかなどは思います。

いずれ公聴広報、中村委員からはしょっちゅう怒られていますけれども、もっと細かくこういうふうなことをやっているから意見を出してくれとかというふうなことを全町民のほうに広報等でお知らせして、意見を寄せやすいとか、その区長が出せなくても、その集落の方が相談に乗って出していただけるような体制については検討したいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） いずれ私らの区長というのは、ほとんどが回り順番なわけです。

そういったわけで、その吸い上げるシステムと言えはいいのか、何と言えはいいのかわかりませんが、いずれ町のほうでは、長年同じ区長がやっているところも結構あるみたいですので、そういった方は、多分能力もある方だし、もう集落の方が任せているのではないのかなと思っていました。ですから、例えば提案なわけですが、私らみたいに20年に1回しか回ってこない順番でいく区長なものですから、余りきめ細かくやってもわからないと思いますが、何かそういった区長の取りまとめる簡単なマニュアルみたいなのをちょっとつくって、少し進め方、そういうふうなのを、それは区長会議でそれは言われてもこれは全くあれですから、そういうふうなのをなにかつくって考えてみたらいかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 現在の要望事項をまとめる紙自体が要望事項がありますかというふうな形で、あったときは下記に書いてくださいというふうなスタイルになっています。ですから、それだと文章を書かなければならないので、少なくとも選択方式というのですか、要望事項がある、ない。それから、その要望事項はどういうふうなことですかとか何とかというふうな、マル・バツ式、マル・バツというか、選択方式みたいなのは考えられないわけではないと思うのですが、いずれ私たちがどこのことを言っているのかが、大概要望書をいただいてもわからないのです。そうすると、そのときに当然区長のところに担当が行って、ここはどこのごとでどういうふうな状況ですかという確認が必要になるわけですが、先ほども申しましたけれども、その人間的なことがあって、きめ細かいところまでなかなか手が伸ばせないという状況がございますので、いずれ何かいい方法がないかについては、ちょっと検討させていただきたいと思いますが、多分ことしの部分については、ちょっと間に合わせられないのかなという気がしますので、その辺はちょっとご理解いただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。



〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 45ページ、使用料及び賃借料の関係、この中で高速バス待合所のトイレの使用料、この中で高速バスの停留所との関係は、比較してどうですか、昨年と。実は2月13日、私高速バスを使って盛岡に行ったのですが、車が来るまでちょっとトイレに行こうかなと思って行ったら、まず使用不能というふうな格好で、たまたまその近くに人がいて、使われていないと、さまざまな交渉中であるとか、ないとか、そんなこともあったりして、まず大変とトイレの使用については、くみ取りを出すことになっているが、理解できないというような感じの話をしたり、またあそこの周辺を車が回るわけですが、それについては、まずその部分については、全部貸しているわけではないとかというふうな感じで、いずれトイレはまず使用不能で、いずれ比較して何ぼか対応したのか、それともそのことについては、もう本人の了解を得て予算化したのか、今はそういう問題点はありませんか。

この中で例えばプラスアルファになったとかというふうなことでもあれば説明願います。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 使用料、まず所有者側とちゃんと話し合っていて決めていたかということですか。

〔「そうそう」と言う者あり〕

○総務課長（日山 充君） そちらについては、お願いに行ったときに、ちゃんとこの分で仕方がない、仕方がないという言い方をすればあれなのですけれども、了解するかということでご理解をいただいております。この間トイレが使用できなくなったのは、実は簡易水洗にしたのですけれども、そしたら凍結してしまって使えなくなってしまったというのがあります。それで逆に暖房器具を置いたらいいとか何とかを検討してはいたのですけれども、安全面の問題もあるので、ちょっと申しわけないけれども、凍結の危険がある間だけは使用できないような形にしようかということでは今は使えないという形になっています。

所有者が貸したくないとか、安いとかということではないと思っていましたけれども、違ったら、また情報を寄せていただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） いずれ両者というか、お願いする側とされる側が理解、合意のもとになっていればいいです。実際問題使用不可能というのであれば大変な事態かなと思ったりして、やっぱりそれらについては、何ぼか危機感を持って前向きに対応したほうがいいのではないですか、せっかく何とかあの路線だけは私は個人的にはぜひあのバスはやめないで頑張ってもらって軽米を通ってくれればいいなと、守りたい、

育てていきたい路線だと、そう思っておりますので、対応をお願いしたいと思いません。

それから、再エネ推進室の委託料、516万7,000円ですが、前にもこの関係については、専門というのは大変と単価が高くてというふうなこと、いずれ4万何ぼといたしましたか、中身をもう一回説明してもらって、これらはやはり再エネの関係について町の対応という面では、町がやっぱり負担すべき、負担して対応しなければならないというようなことですか。開発する側から応分に対応してもらおうというようなことにはならないのかな、それは素人の考え方だかもしれませんが、いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 平推進室長。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 委託料の関係でございますけれども、金額的には、1日4万9,680円ということで計上させていただいておりますけれども、再エネ法に基づく町のほうで基本計画を策定いたしまして、事業者からの設備整備計画につきまして申請があった場合、確認して同意すると、認定するというのが町の立場でありまして、その際、林地開発等につきましては、県のほうの協議ということになりますので、いずれ町のほうで事業者からの申請のほう、林地開発関係の図面等をチェックして県のほうに上げるという、そういう流れでございますので、委託料につきましては、町のほうで負担するというのが原則です。

○委員長（細谷地多門君） きょうはここまでにしますか。

○2番（中村正志君） 今の件、資料要求してましたから、実績書を見ながら再度。

○委員長（細谷地多門君） 資料が出たらまた。

では、本日はここまで……

〔「もう一つ、水質検査」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 水質検査手数料で湧口の水質について毎年やっていて、安全な水なのかどうかというのが確認されているかどうかというのを。年何回やっていると、1回だけで何月にやっているのか、その結果と。

〔「まだ終わっていない」と言う者あり〕

〔「終わっていないからいいか」と言う者あり〕

〔何事か言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 水質検査については、10月ころ実施しまして、ホームページにも載せております、検査結果などについては載せているところであります。

〔何事か言う者あり〕

〔「飲料水としてふさわしいというので」と言う

者あり]

○町民生活課長（中野武美君） そこまではちょっと確認してから、申しわけありません。

[何事か言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） それでは、本日はここまでとしたいと思います。

[何事か言う者あり]

○委員長（細谷地多門君） 暫時休憩します。

午後 3時03分 休憩

---

午後 3時03分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

---

◎散会の宣告

○委員長（細谷地多門君） 散会します。

（午後 3時03分）